

国立公文書館所蔵「公文別録」に関する一考察

—その性格及び編纂・保存過程を中心に—

朴 完

はじめに

現在国立公文書館には「公文別録」という文書群が所蔵されている。これは明治一九年に内閣記録局によって編成された「記録目録」一三分類では「第一 公文」に属するものである。そして戦後の昭和四六年一二月に内閣総理大臣官房総務課から国立公文書館へ移管された後、四九年一二月から順次公開され、現在に至っており、その簿冊数は二六九冊となっている。⁽¹⁾

「公文別録」の特徴としては何よりも、国立公文書館に所蔵されている「公文録」「公文類聚」「公文雑纂」などの文書群に対し「公文別録」という名称からも、またその内容からも明らかであるように、ここには他の文書群とは違い、当時の政治・外交・内政・軍事などに関する機密性の高い文書が多数収録されていることが挙げられる。またその簿冊のほとんどは編纂物ではなく、当時の公文の原本を編綴した

原綴であり、その収録年代は明治元年から昭和二二年に及んでいる。すなわち、「公文別録」は近代日本の全時代にわたって政府内で作成された多数の機密文書の原本を含んでいる文書群である点で、国立公文書館に所蔵されている膨大な文書群の中でも異彩を放っているのがある。

それにもかかわらず、「公文別録」という文書群そのものに関する本格的な研究は、未だほとんど行われていないと思われる。それはおそらく広瀬順皓氏の指摘のとおり、「公文別録」編纂の基準となるべき法令が未だ発見されていないためであり、その結果「公文別録」は「文書群成立の理由もその性格も明確に把握できない文書群」のまま残されているのである。⁽²⁾そこで、これまで「公文別録」に関する数少ない研究においても、「公文録」「公文類聚」などに編綴されず機密関係書類として別置されたものであろうという推定や、⁽³⁾ただ機密文書だけでなく未決・廃案文書、保存規程から外れるが参考のため保存した文書、内閣人事文書なども収録されていること、⁽⁴⁾そして明治一七・一

八年の記録課報告書に登場する「秘書掛書類」と「公文別録」との関連性⁽⁵⁾などが指摘されるに止まっている。

一方、東京大学大学院人文社会科学系研究科日本文化研究専攻日本史学専門分野では、平成二一年から鈴木淳先生の指導の下で、国立公文書館所蔵史料を活用するゼミが行われている。その結果、鈴木先生を始め、これまで複数のゼミ参加員が「公文別録」に関する発表を行ったのであり、それによって「公文別録」に関する新しい諸側面が明らかになった。そしてその成果を受けて、筆者も何回か発表を試みたことがある⁽⁶⁾。

そこで本稿は、主に「公文別録」の簿冊形態及び編纂・保存過程に注目し、そこからその文書群としての性格を明らかにすることを最大の目的とする。まず第一章では前提として、近代日本の太政官・内閣における機密文書取扱規程を整理する。また第二章では、「公文別録」の目録を整理してその全体像を提示するとともに、主に簿冊の形態に注目し、各時代における形態上の特徴とその変化の様相を明らかにする。そして第三章では「公文別録」中の一簿冊を実例として挙げ、「件名録」「件名簿」「増加日簿」などの補助史料を利用することによって、他の文書群とは区別される「公文別録」の編纂・保存過程における特徴を引き出し、そこからその文書群としての性格を明らかにする。

第一章 太政官・内閣における機密文書取扱規程

前述のとおり、「公文別録」の編纂に関する明確な規程は未だ発見されていない。そこで本章では、「公文別録」に機密性の高い文書が

多数含まれていることを踏まえ、太政官・内閣における機密文書の処理・編纂・保存規程を整理し、そこから「公文別録」の編纂・保存過程に関するヒントを探すことにする。

第一節 太政官期

太政官・内閣の公文取扱関連規程に機密文書に関する内容が登場するのは、管見の限り明治四年七月二十九日が最初だと思われる。すなわち、この日に「太政官職制並事務章程」が制定され、これまで太政官の公文処理を担当してきた弁官に代わって、新たに枢密史官が設置されたのである。ここでは枢密史官は「正院ノ秘書記」と位置付けられており、枢密大史・権大史は「機密ノ文案ヲ勘シ、位記・官記ヲ掌ル」と、枢密少史・権少史は「機密ノ文案ヲ草シ、位記・官記ヲ造リ並ニ記録ヲ掌ル」と定められていたので、一般文書の接受・記録・伝達を担当した史官に対し、枢密史官が太政官正院の機密文書の起草・記録を担当したとみて間違いないであろう。

ところで「枢密史官事務章程」中には、機密文書の保存について興味深い記述が見られる。すなわち、「課中秘書ヲ蔵スル諸筐箱ハ各員之ヲ分持シ、諸法案文書等既判・未判ノ事務ヲ論セス堅ク之ヲ監守シ、他見・他聞スルヲ禁ス」という記述から、当時機密文書を保管するための筐箱が存在したことが窺えるのである。この「秘書ヲ蔵スル諸筐箱」は、後述する「秘函」との関連性からも注目されるといえよう。ところが、枢密史官は僅かに一〇日ほどで廃止され、同年八月一〇日に制定された「正院官制」では新たに内外史が設置され、機密文書の起草・勘査という枢密史官の職務は内史に受け継がれた。しかしこの内外史も明治八年九月二二日には廃止され、再び史官が設置された。

それから機密文書の取扱に関する明文は、太政官・内閣の公文取扱関連規程からしばらく姿を隠すようになる。

このように一旦見えなくなった機密文書取扱規程が再び姿を現したのは、明治一六年五月一〇日のことである。この日に太政官には官報編集のために文書局が新設され、翌日にはこれまで太政官・内閣における記録業務を担当してきた内閣書記官局記録課が文書局へ移管された。

ところで、文書局設置とともに定められた「文書局処務規程」から、機密文書の取扱に関する内容を発見することができる。すなわち、庶務課に関する第六条の末尾に「庶務課中ニ秘書掛ヲ置キ、秘密文書ヲ筆記又ハ謄写シ及ヒ之ヲ管理セシム」という付記があるのである。⁽⁹⁾同規程とは別に機能していたと思われる「記録課処務規程」には機密文書に関する内容は見られないので、この時期に文書局内で機密文書の取扱を担当した部署は記録課ではなく、庶務課秘書掛であったと見るのが妥当であろう。

そしてこのような推測を裏付けるのが、先行研究でも指摘されている「秘書掛書類」に関する記述である。記録課(部)は明治一二年度から毎年度の報告書を作成しているが、文書局記録課時代に該当する第六・七回(明治一七・一八年度)報告書に、以下のような記述がある。

秘書掛書類ノ事

一、本掛ハ内閣書記官掌管ノ書類中、事機密ニ涉リ一般公文ト同シク本課ニ交付セサルモノヲ仮綴シ、其目次ヲ附シ、書記官ノ覧閲ニ便スル等ノ事ヲ管ス、本年中整理スル者少ナカラスト雖モ、固ヨリ

編成シテ冊ヲ為スニ非ス、随テ功程ノ録スヘキ無シ、⁽¹¹⁾

この記述からは以下の二点が確認できる。第一に、当時機密文書は処理が終っても一般文書の編纂・保存を担当する記録課へは移管されず、別の部署である庶務課秘書掛へ移管されたことである。そして第二に、秘書掛へ移管された機密文書は内閣書記官の覧閲に供するため、仮綴・目次作成などの作業を経て、一応簿冊の形をなすようになったことである。つまり、原局(文書の起草)処理を担当する(部局)で処理が終った機密文書は、記録部局内の編纂担当部署ではなく別の部署へ移管され、そこで基本的な編纂・保存作業が行われたといえるであろう。

第二節 内閣期

明治一八年六月二四日、記録課は太政官文書局から再び内閣書記官局へ移管された。そして同年一二月に太政官が廃止され、内閣制度が実施されるとともに、記録課は一二月二四日に内閣記録局として独立するようになる。

ところで、太政官期の機密文書取扱規程における以上の特徴は、内閣制度実施以降もそのまま維持されていく。まず明治二三年六月三〇日に制定された「内閣所属職員官制」を見ると、第一〇条に「書記官ハ機密文書ノ保存、公文ノ査閲・起草・浄写及受授ニ関スル事務ヲ掌ル」と定められている。⁽¹²⁾また同年八月一八日の「内閣各局分課内規」では、内閣書記官室庶務課の所掌事務の一つとして「機密文書ノ保存並官印管守ニ関スル事項」が挙げられている。⁽¹³⁾すなわち、内閣書記官の職務の一つとして機密文書の保存が規定されており、それを担当し

た部署が内閣書記官室庶務課であったのである。

それでは、当時内閣の記録業務を担当していた内閣記録局はどのようであったのか。内閣記録局は設置直後の明治十九年一月一八日に上官室・記録課・庶務掛などの分科及び科員を定めており、翌日には「記録編纂仮規則」が記録局長の決裁を得ている。ところで、同規則の以下の条文には、内閣記録局時代の機密文書の編纂・保存に関して重要な情報が含まれている。

一、機密ニ関スル文書ハ記録局長之ヲ直管シ、本局長ノ特命ヲ受ケタル秘書掛ヲシテ之ヲ整理セシメ、常ニ記録局上官室ニ於テ之ヲ保管ス、故ニ何人タリト雖モ記録局上官ノ認許ヲ得ルニ非レバ之ヲ出入納スルヲ得ス、⁽¹⁵⁾

ここからは以下の二点が確認できる。第一に、当時内閣記録局内で機密文書の編纂・保存を担当した部署は記録課ではなく、上官室秘書掛であったことである。このことは、同月二十九日に伊東巳代治内閣総理大臣秘書官に提出された「記録局処務規程草案」の第一款（分課組織）第三項が「本局上官室ニ秘書掛ヲ置キ、局長ノ指命スル所ノ機密ノ書類事務ヲ掌ラシム」となっており、また第五款（分課章程）に上官室秘書掛の所掌事務として、「秘密文書編纂及保存ノ事」が挙げられていることから明らかである。⁽¹⁶⁾

そして第二に、内閣記録局時代の機密文書は記録局長の直接管理下にあり、一般文書のように記録文庫に保管されるのではなく、記録局上官室に保管され、特別な管理を受けていたことである。このことは、同月二五日に定められた「非常心得」に、非常時における持ち出しの

首位に位置付けられていたものの一つに「上官室筆筒」が挙げられていることから傍証できる。⁽¹⁷⁾

ちなみに、明治二五年七月六日には分課章程及び事務分掌が改定され、新たに「内閣記録局分科章程」が定められた。それによって、これまでの上官室秘書掛に代わって局長附書記が置かれたが、依然として局長附書記の所掌事務の中には「秘密文書保存・出納」が含まれていた。⁽¹⁸⁾

一方、内閣記録局は設置直後の明治十九年一月から一二月にかけて、太政官期に蓄積された文書を分類・整理して「記録目録」を作成した。ところで、その凡例の中には機密文書の保存に関して、以下のように興味深い記述が見られる。

一、凡機密ニ係ル文書ハ鼈頭ニ秘ノ字ヲ標シ、又其書筐ニ秘字箋ヲ貼付シテ之ヲ蔵ス、此標箋アルモノハ局長ノ許可ヲ得ルニ非サレハ出納スルヲ得サルモノトス、⁽¹⁹⁾

この「秘字箋ヲ貼付」した「書筐」が、上官室秘書掛が機密文書を保管するために利用したものであったかどうかは、今のところ明らかでない。しかし、機密文書は一般文書とは別に保管され、記録局長の直接管理下にあったことは、前掲「記録編纂仮規則」の内容と符合する。また前述した「秘書ヲ蔵スル諸筐箱」とともに、「秘函」との関連性においても注目すべき記述だといえるであろう。

そして明治二六年一月一〇日には「内閣書記官室分課内規」の改定とともに内閣記録局は廃止され、内閣書記官室記録課になったが、機密文書の取扱方式は内閣記録局時代と変わらなかつたと思われる。

まず、内閣書記官室庶務課は依然として「機密文書ノ保存」をその所掌事務の一つとしていた。⁽²⁰⁾ また翌年三月二十九日に定められた「内閣書記官室記録課処務細則」には、庶務掛に関する第九条に「課員ノ進退、其他機密ニ属スル文書ハ庶務掛ニ於テ処理スヘシ」と規定されていた。⁽²¹⁾ この処務細則は明治二十九年四月九日に「記録課処務規程」に改定されるが、そこにも「帝国憲法・詔勅・法律・勅令・予算ノ原本、機密文書及官印ノ保管」は庶務掛の所掌事務だと明記されていた(第二⁽²²⁾条)。

以上の諸規程から、太政官・内閣における機密文書の編纂・保存過程について、以下の三点が確認できる。第一に、太政官・内閣の機密文書は原局(枢密史官・内閣書記官室庶務課)で一旦保存されたことである。第二に、その後記録部局へ移管された機密文書は、一般文書の編纂・保存を担当する部署(太政官文書局記録課、内閣記録局記録課、内閣書記官室記録課編纂掛)ではなく、別の部署(太政官文書局庶務課秘書掛、内閣記録局上官室秘書掛・局長附書記、内閣書記官室記録課庶務掛)で保存されたことである。そして第三に、「秘書ヲ蔵スル諸筐箱」や「秘字箋を貼付した書筐」のように、機密文書を保管するための書箱類が存在したことである。

第二章 「公文別録」の全体像

本章では「公文別録」の目録を整理し、その全体像を提示することにする。ただ、「公文別録」の各簿冊の表題やそこに収録されている文書の件名などは、既に「公文別録」移管当時に国立公文書館の作成した目録や同館のデジタルアーカイブ、そして我部政男・広瀬順昭氏による目録などに整理されている。そこで、ここでは各簿冊の形態を

中心として目録を作成するとともに、各時代における形態上の特徴とその変化の様相に注目し、そこから「公文別録」の編纂・保存過程の特徴を引き出すことにする。

表1は「公文別録」の全体目録である。各項目の採り方は表の補注を参照されたいが、その中で目次料紙、目次印、蔵書印からは、その簿冊の編纂・保存年代、編纂部署、編纂担当者などに関する情報を得ることができる。また簿冊表題の記入方法、表紙色、編綴方法、寸法などからは、各時代における簿冊の編纂方式の変化を確認することができる。

一方、項目の中の「符号箋」に関しては、若干の説明が必要であろう。符号箋は「記録書冊標箋」ともい、簿冊表紙の右上に貼つてあるのが通例である。前掲「記録目録凡例」によると、内閣記録局で簿冊が編纂されると直ちに『増加日簿』に登録し、翌年一月には前年度に登録された簿冊を分類して「記録目録」に登録する。そして「記録目録」に登録された簿冊は「必其表紙ニ類冊架函ノ符号箋ヲ貼付ス」ることになっていった。ここでいう「類」は「記録目録」一二分類(後に一三分類)による分類、「冊」は部門や省庁ごとに一部をなす簿冊数、「架」は簿冊の配架位置、「函」は簿冊の収蔵されている函の番号を表すものである。⁽²³⁾ つまり、符号箋は当時記録部局から編纂された簿冊の分類記号及び配架番号に該当するものだったのである。

以上のことを踏まえて各簿冊の符号箋を見ると、まず「類」欄はほとんどが「第一類別」となっており(一部は「別録類」)、「第一公文」の中の「公文別録」であることが表れている。次に「冊」欄には時期・出所ごとに、または一件ごとに一部をなす簿冊数が書かれている。そして「架」欄はほとんどが空欄であるが、ごく一部の簿冊は

「別録架」となっており、当時記録文庫の中に「公文別録」を配架する場所が定められていたことが窺える。最後に「函」欄は「一函」から「八函」までになっており、現在の配架番号とその順序が一致することから、「公文別録」配列の原秩序は今までも維持されているといえる。一方、「函」欄が「五函」になっている簿冊が皆無であることも目に付く。

ところで、「公文別録」という文書群が最初から現存する簿冊のみで構成されたかという点、実はそうではない。表2は各時代に作成された索引や「記録目録」などから、今は存在しない簿冊の変遷を整理したものである。ここから、現存「公文別録」に比べてかなり多くの簿冊が存在したこと、これらは時代によって新たに「公文別録」へ編入されたり、そこから外されたりしたことが確認される。なお、その中に『各国機密公信』や『海軍大臣報告』など、「函」欄が「五函」になっているものが多数存在することは、現存「公文別録」の簿冊中に「五函」のものが皆無である理由を説明してくれるものだといえる。それでは、ここからはその収録年代と簿冊の形態上の特徴に基づき、「公文別録」中の簿冊をAからDまでの四つのグループに分けて、さらに議論を進めることにする。

① Aグループ

このグループには、表1の一から三四までの簿冊を含めることができる。そのほとんどの収録年代の終点は明治一八年であり、同年末の太政官廃止・内閣制度実施を契機として、太政官期の文書をまとめたものと見て間違いであろう。

「公文別録」全体が、時期・出所ごとにまとめられた系列と、一件

ごとにまとめられた系列の二種類からなっていることは、既に先行研究で指摘されているとおりである。²⁴ そしてある簿冊がどちらの系列に属するかは、その表題を見ると明らかである。ところで、こうした編纂基準による分類以外にも、その簿冊が内閣記録部局で整理・編纂されたものか、または内閣以前の記録部局や他部局で編纂され、現在もその形を維持しているものかによって、さらに二系列に分類することもできると思われる（仮に前者を「編集書」、後者を「単行書」と呼ぶことにする）。そして、こうした分類は簿冊の形態に注目してからこそ可能になるのである。

それでは、このグループの大多数を占める、編集書系列の簿冊の形態上の特徴を見ると、「公文録」などの当時の公文書簿冊の一般的な特徴が共有されている。すなわち、編綴方法は四つ目綴じ（明朝綴じ）で、柿渋を塗った茶表紙（模様なし）に表題が直接墨書されている。また目次料紙は太政官野紙であり、その最初に蔵書印として「内閣記録之印」が捺されている。なお、ほとんどの場合、目次の最初の行の下端に「宮崎」印が捺されている。簿冊の大きさは一八〇×一九〇mm×二六〇×二七〇mmで、現行のB5判（一八二mm×二五七mm）とほぼ対応するので、表1では便宜上「B5判」という表現を使った。このように、各簿冊の形態が統一されていること、多数の簿冊の目次に「宮崎」印が見られることが、編集書系列の特徴だといえる。

それに対し、単行書系列に属する簿冊の場合、その形態は編集書系列のそれとは違うのみならず、各簿冊の形態上における統一性もあまり見られない。例えば、地方巡察使復命書関連簿冊（六〇×八五）を見ると、表題に題簽が用いられているもの、目次料紙が元老院・太政官・参事院野紙であるもの、編綴方法が六つ目綴じ（康熙綴じ）・五

つ目綴じ（朝鮮綴じ）であるもの、角裂（灰色）が施されているものなど、その形態はまちまちなのである。これらの簿冊はすべて『明治十六年 公文別録 地方巡察使 三』（五九）の別冊として提出された復命書だという共通点がある。

一方、『内閣秘本 処藩趣旨書 完』（九八）及び朝鮮関連簿冊（一〇一～一〇二、一〇四～一一一）は、いわゆる「青表紙文書」の一部であり、青色の表紙（模様あり）が使われていること、表題に題簽が用いられていること、表紙右上に「兌坤」「麟」などの文字と漢数字が朱書されていること、角裂（青色）が施されていることなど、その形態において独自の統一性を発見することができる。これらの簿冊は明治四～一二年に内史・太政官書記官の職務遂行のために、その手許で編纂・保管されていたものであることが、先行研究で明らかになっている。⁽²⁵⁾

それでは、Aグループに属する簿冊はいつ、どのような経緯で「公文別録」として編纂・保存されたのか。明治二年度『内閣記録局日記』には「公文別録」に関して注目すべき記録が残されている。すなわち、内閣記録局は同年一月八日に「公文別録百三十一冊二袋」などの諸記録類を「内閣書記官室ヨリ受領」したというのである。⁽²⁶⁾ 管見の限り、「公文別録」という名称と、それが記録部局へ移管された経緯が記録部局側の史料上に現れるのは、これは初めてだと思われる。

この記述からは以下の三点が確認できる。第一に、Aグループに属する簿冊は最初から内閣記録局で編纂されたのではなく、原局である内閣書記官室から内閣記録局へ移管されたことである。第二に、内閣記録局へ移管された時点で、これらは既に「冊」という、簿冊の形を基本的になしていたことである。以上の事実「秘書掛書類」など、

太政官・内閣における機密文書の編纂・保存と関連して前章で確認した内容と符合するものだといえる。

そして第三に、「百三十一冊二袋」（または「百三十四冊二袋」という冊数が、Aグループに属する簿冊の総数（二三四冊）とほぼ一致することも興味深い。しかし、移管当時の簿冊の形態がそのまま現在まで受け継がれているとは思われない。例えば、移管前の段階で作成されたと思われる『公文別録索引』には、『明治十六年ヨリ十八年迄 公文別録 司法省』（二八）は明治一六年と一七～一八年の二冊に、『自明治十五年至同十八年 公文別録 文部省』（二九）は明治一五～一六年と一七～一八年の二冊になっている。一方、『自明治十五年 至同廿五年 公文別録 宮内省』（一一）も、同索引には収録年代が明治一五～一八年となっている。⁽²⁷⁾ 以上のことから、「公文別録」は内閣記録局へ移管された後、簿冊の合本や文書の追加編綴などを経て公文書の簿冊として正式に編纂され、現在に至っていると見るのが妥当であろう。編集書系列の簿冊がその形態において統一性を帯びていることもこれで説明できよう。

それでは、編集書系列の簿冊目次で見られる「宮崎」印は何を意味するのか。先行研究によると、目次に捺されている印は、実際に目次を書いた人ではなく、その簿冊の編纂担当者を表すものだという。⁽²⁸⁾ としてこの「宮崎」が宮崎幸麿であるのはほぼ確実である。当時宮崎は内閣記録局記録課員であり、「公文類聚」の編纂・訂正・増補、『法規分類大全』の編纂、庶務掛往復科など、様々な業務に従事していた。⁽²⁹⁾ ところで、「公文別録」の移管・編纂と関連して注目されるのは、当時彼が上官室秘書掛でもあったことである。前述のとおり、上官室秘書掛は機密文書の編纂・保存をその所掌事務の一つとしていた。宮

崎が上官室秘書掛と記録課員とのどちらの資格で編纂に係わったのかは、今のところ即答はできない。しかし、ここでは「公文別録」の整理・編纂に深く係わった人物が、内閣記録局内の機密文書の取扱を担当していた人物でもあったことだけを指摘しておきたい。

以上のことから、Aグループの編纂・保存過程における特徴をまとめると、次のようになる。第一に、Aグループに属する簿冊は内閣制度実施以前の文書をまとめたものであり、そこには「青表紙文書」の外に、「秘書掛書類」などの機密文書も含まれていた可能性がある。

第二に、内閣書記官室に保管されていたこれらの簿冊は、明治二二年に内閣記録局へ移管されたのであり、そこで整理・編纂作業を経て現在の形になったと思われる。第三に、その編纂作業に係わった宮崎幸麿は、内閣記録局の記録課員であると同時に、機密文書の編纂・保存を担当していた上官室秘書掛でもあったことである。こうした特徴は、太政官・内閣の機密文書の編纂・保存規程と符合するものであり、機密文書群としての「公文別録」の性格を窺わせるものだといえよう。

② Bグループ

次に、このグループには一三五から一七八―二までの簿冊が含まれるといえる。その収録年代は明治一九年から大正一〇年頃までである。それでは、各簿冊の形態上の特徴を見ると、まず編集書系列の場合は茶表紙・四つ目綴じ・B5判など、Aグループのそれとほぼ共通するが、表題に題簽（二重の枠あり）が用いられており、目次料紙が内閣記録課紙であることで異なる。

一方、『大津事件』及び『臨時制度整理局書類』（一四二―一六三）のような単行書系列の場合は、編綴方法は大和綴じで、白表紙に標題

が直接墨書されており、寸法もこれまでの簿冊に比べるとやや大きめである。またほとんどの簿冊には目次がなく、蔵書印も表紙右上に捺されているなど、編集書系列との形態上における違いは明らかである。ところで、時期・出所別―編集書系列に属する簿冊の場合、その目次末尾に「覧」印が多数発見されるのが目に付く。この「覧」は、当時に内閣書記官室記録課編纂掛で謄写業務に従事していた覧登久太郎だと見て間違いないだろう。³⁰「謄写」ということから分かるように、「公文別録」の編纂作業において覧の占めた位置は、前述した宮崎のそれには及ばなかったと思われる。ところが、各簿冊の収録年代の終点が明治二〇年代から大正〇年代までまちまちであるにもかかわらず、その編纂作業に「覧」という同一人物が関わったことは、何を意味するのか。あるいはそれは、内閣制度実施後の明治一九年から記録部局内に蓄積されてきた文書は、その都度編纂されたのではなく、大正一〇年を前後して一括して「公文別録」として整理・編纂された可能性を示唆するものではないだろうか。

一方、一件別―編集書系列に属する一六四、一七六―一七八―二は、これまでの簿冊では見られない形態上の特徴を有している。まず符号箋を見ると、「架」欄が「別録架」になっていることは前述したが、「冊」欄の「冊」字が抹消され、「一袋」になっていることが目に付く。すなわち、記録部局へ移管され、「記録目録」に記載された時点では、これらは未だ簿冊ではなく、袋一括の形をなしていたのである。この「一袋」という形は少なくとも昭和一八年頃までは維持されたことが、当時作成された「記録目録」の一部の『第一 公文別録』から確認される。³¹

また、後表紙の見返しの下に「大杉」印が捺されていることも注

目される。その捺印位置から製本作業に係わった人物だと見られる「大杉」は、実際に昭和八年から内閣官房記録課公文編纂掛の製本職として働いていたことが確認される³²。以上の特徴と、目次料紙として終戦後設置された総理府の野紙が用いられていることを合わせて考えると、これらは終戦直前に簿冊として編纂され、終戦後に目次が添付されたか、または終戦後に編纂された可能性が高い（ただ、一七八―二は現在も袋一括のまま）。

なお、これらの簿冊からは、記録部局における「公文別録」の保存と関連して、重要な手掛かりを得ることができる。すなわち、一七七は表紙の付箋に、一七八―二八・九は封筒表に、それぞれ大正一〇年六月と八年六月に受領し、「秘函」に入れて保存したと書かれているのである。また一六四と一七八―二の表紙にも「秘函入」という表記が見られる。符号箋にもあるように、これらは最終的には編纂され「八函」に収められるようになるが、それまでは袋一括の形で「秘函」に保管されていたと見て間違いないであろう。

このように、各簿冊の収録年代とは関係なく、ある時点に一括して整理・編纂作業が行われたこと、「一袋」という形で長期間保存され、終戦を前後する時点でもうやく簿冊として編纂されたこと、その保存に「秘函」が用いられたことなども、「公文別録」の持つ特徴だといえよう。

③ Cグループ

このグループには一七九から二一五までの簿冊を含めることができる。これまでのグループに対し、その収録年代は明治〇年代へと大きく遡る。

ところで、Cグループは、これまでの二つのグループとはその性格を異にする。すなわち、そのほとんどが『衆規淵鑑』（一七九―二〇六）と『公文類纂』（二〇七―二二四）という、明治初期の陸・海軍省公文書を抄録・編綴したものなのである。まず『衆規淵鑑』は明治元年から八年までの陸軍一切の成規を、同六年から一一年にかけて陸軍省で分類・編纂したものである³³。また『公文類纂』は明治九年から一五年まで海軍省で編纂された公文書で、海軍の達や例規に属するものを編綴したものである³⁴。このように、内閣で生産された公文の原本を編綴した原議綴ではなく、他省の公文書を抄録した編纂物であることは、他のグループとは区別される特徴だといえる（ちなみに、二一五も明治二〇年に岩倉家書類から抄録したもの）。

それでは、Cグループに属する簿冊はどのような経緯で編纂され、「公文別録」の一部になったのか。その手掛かりは内閣記録局の報告書から見付けることができる。すなわち、同局の第三回（明治二一年度）報告書によると、『公文類纂』（実際は『太政類典』）第一編（慶応三―明治四年）及び第二編（明治四―一〇年）を訂正・増補する中で、その「材料ニ供スルガ為メ、陸軍省編纂衆規淵鑑・海軍省編纂公文類聚等ニ就キテ抄出シ、姑ク輯メテ仮ニ巻冊ヲ為」した³⁵というのである。こうして抄録された文書の中で、『太政類典』へ編入されず残されたものが後に編纂され、このグループの簿冊になった可能性が高い³⁶。

一方、内閣記録局の第三―五回（明治二―三三年度）報告書を見ると、当時『太政類典』第一・二編の訂正・増補のために抄録された史料には、『衆規淵鑑』と『公文類纂』の外にも『土木局沿革史料』『各国公使館関係書類』『東京居留地調』などが存在していた。ところ

で、後者の三点は現在国立公文書館で「単行書」に分類されているのに対し、前者の二点は「公文別録」に分類されている。その理由は今のところ明らかでないが、あるいは陸海軍関連史料であるからそうだったかもしれない。

なお、これらの簿冊にも「大杉」印が捺されており、目次料紙として総理府野紙が用いられている簿冊もかなり見られるが、『第一 公文別録』に搭載された時点では既に簿冊の形をなしていたことが確認される。ここから、『衆規淵鑑』及び『公文類纂』から抄録された文書の中で、『太政類典』第一・二編へ編入されなかったものは、そのまま仮綴の形で残された後、昭和八年から一八年の間によくやく簿冊として編纂され、「公文別録」に分類されたと見ることができよう。

Cグループのこうした特徴は、機密文書群というこれまでの性格とはやや距離のあるものであり、むしろ広瀬順皓氏の指摘のとおり、「公文別録」所収文書の性格の多様性を示すものであるかもしれない。ただ、仮綴されたまま記録部局内で保存され、簿冊として編纂されるまで長期間を要したことは、Bグループの簿冊と共通する特徴だともいえるであろう。

④ Dグループ

最後に、このグループには二一六から二六七までの簿冊を含めることができる。その収録年代は大正一〇年代から昭和二二年までで、戦時をカバーするものである。そのため、ここには企画院・総動員計画・物資動員計画関連簿冊が多数を占めている。

Dグループの簿冊の形態上における最も著しい特徴は、複写本（ゼロックス版）簿冊の存在である。すなわち、原本で存在する簿冊の場

合、その形態は茶表紙・四つ目綴じ・B5判など、これまでの編集書系列の簿冊と変わらない（但し、二六五・二六六は横綴じ・A3判で例外）。ところが、複写本で残されている簿冊（二三二～二三三、二三五、二四四～二四五、二五〇～二五一、二五四～二五七）の場合、編綴方法は五つ目綴じであり、寸法もA4判である。また、もともと一冊であったものが、装訂上の問題のためか、複写本では二冊に分割・装訂され、丸帙に入れられている。なお、複写本さえ残っておらず、欠本となっている簿冊（二四二～二四三、二四六、二四九、二五二、二六〇）も存在するのである。

このように複写本と欠本が存在する理由は、このグループの簿冊が終戦後の昭和二二年に国際検察局（IPCS）の接収対象になったからである。当時接収対象になったのは、内閣・総動員計画・物資動員計画関連で、日中戦争勃発後の昭和一二年以降を収録年代とする簿冊がほとんどである。そしてその中には、原本のまま返還されたものもあるが、昭和二五年にはほぼ原寸サイズの写真版で返還されたものもあり、それをゼロックス版にしたものが複写本である。そして未だ返還されていないものが欠本であるわけである。³⁷⁾

一方、このグループのもう一つの形態上の特徴は、ほぼすべての簿冊に符号箋が存在しないことである。前述のとおり、当時内閣公文書は編纂↓『増加日簿』に登録↓符号箋貼付↓記録文庫へ保管↓翌年一月に「記録目録」に搭載という流れで編纂・保存されていた。従って、符号箋が貼られていないというのは、それが簿冊として編纂されなかったか、または後に「記録目録」が作成される際、記録文庫ではなく別の場所に保管されていたことを意味するのである。

そしてこのような推測を裏付けるのが、当時作成された目録・索引

類である。例えば、親任官任免書類（二一九～二三〇）は従来「事機密二属スル為」記録課には引き継がれず、内閣官房総務課に保管されてきたが、昭和八年二月から六月にかけて、同七年までの六冊（二一九～二二四）が記録課へ移管された。⁽³⁸⁾ 記録課がこれらの簿冊を「九函」に保管したのは、当時作成された『公文増加記入扣簿』の「公文別録」項目からも明らかである。⁽³⁹⁾ ところで、この引継に関する書類の欄外を見ると、「公文別録第九函二収ム」という書込みは後に抹消され、その横に「金庫内二収ム」と書かれているのが確認される。⁽⁴⁰⁾ 実際、昭和一八年頃の『第一 公文別録』には、『親任官任免』は「函」欄が空欄になっているのである。

なお、同目録には『特別保存綴』というものが二綴記載されている。ところで、その索引だと思われるものを見ると、それはDグループの時期―出所別系列文書と総動員計画・物資動員計画関連文書を仮綴したものであり、記録文庫ではなく「金庫」内に保管されていたことが確認される。⁽⁴¹⁾ つまり、このグループの簿冊は、一旦編纂されて『増加日簿』に登録され、記録文庫内の保管位置まで決められたにもかかわらず、後に「記録目録」が作成される時点ではそこから外されたか、そもそも編纂されず、仮綴のまま別置されていた可能性があるのである。

なお、ほぼすべての簿冊に「大杉」印が捺されており（僅かに「西川」「坂田」印が存在）、このグループの簿冊の編纂時期が昭和八年以降であることが窺える。それとともに、目次料紙、蔵書印の有無、接收・返還経緯、そして複写本簿冊所収文書の綴じ穴などを考慮すると、このグループは昭和八年～終戦前に編纂されたもの（内閣官房記録課野紙・蔵書印あり）と、仮綴のまま終戦を迎え、戦後に編纂されたもの

の（総理府野紙など・蔵書印なし）からなっており、両者ともに戦後接收の対象になったといえることができる。

以上のように、「公文別録」に属する簿冊はその発生経緯や性格などがまちまちであり、文書群としての性格を一言で定義するのはやや難しい。しかし、その編纂・保存過程に注目する場合、以下のような特徴が発見できる。

第一に、「公文別録」の簿冊はその都度編纂されたのではなく、ある時点（明治三二年、大正一〇年頃、終戦後など）に原局から記録部局へ移管されたり、記録部局内に蓄積されていた文書がまとめられて編纂されたりした点に特徴がある。第二に、そのため、各簿冊の収録年代と編纂時期との間に大きなズレが存在する点である。そして第三に、「公文別録」に編綴されることになった文書は、簿冊として編纂されるまで、記録部局内の「秘函」や「金庫」などに保管されていたという点である。以上の事実と、前章で検討した太政官・内閣の機密文書取扱規程の内容、そして上官室秘書掛としての宮崎の存在などを合わせて考えると、機密文書群としての「公文別録」の性格がより明らかになるとと思われる。

第三章 「公文別録」編纂・保存の一例

— 『自明治十九年至大正元年 公文別録 陸軍省』

本章では、「公文別録」中の一簿冊を実例として挙げ、その編纂・保存過程を検討することにする。もちろん、「公文別録」はその発生経緯や性格がまちまちな簿冊からなっているので、この例がすべてを

代表するとはいえない。しかし、こうした作業を通して「公文別録」の編纂・保存の実態を把握し、それを太政官・内閣の機密文書取扱規程と比較することによって、「公文別録」の文書群としての性格をより明確にすることができると思われる。

ここで例として挙げるのは、『自明治十九年至大正元年 公文別録 陸軍省』（別／一七〇、以下『公文別録 陸軍省』と略称）である。これはBグループの時期・出所別―編集書系列に属する簿冊である。ちなみに、現在の簿冊の収録年代は大正七年までであるが、簿冊表題は「至大正元年」となっており、目次の筆跡も大正元年までとそれ以降が明らかに違うので、大正二年以降の文書が後に編入されたと思われる。

本格的な議論に入る前に、ここで利用する補助史料について簡単に説明しておく。『件名録』と『件名簿』は「記録目録」―三分類ではともに「第九 件名簿」に属するものである。『件名録』は内閣書記官室や内閣官房などの原局で作成されたもので、ここには内閣各部署及び省庁から接受された公文の件名と番号、それが他部署・省庁への照会・回答、上奏・決裁などの過程を経て、記録部局へ移管されるまでの日付などが記載されている。一方、『件名簿』は内閣書記官室記録課などの記録部局で作成されたもので、ここには原局から受領した公文の件名と受領日・受領者、編纂担当部署への送付日・編纂主任・編入書名などが記載されている。つまり、この二つの史料を利用することによって、ある文書が原局でどのように処理され、記録部局で編纂・保存作業を経て、最終的に「公文別録」の簿冊内に辿り着いたのかを追跡することができるのである。

ちなみに、この両者には「甲号」または「請旨」と「乙号」(ま

たは「上申」)の二種類がある。これは原局が公文を接受した際、それが内閣の決裁を仰ぐものか、または単に報告するに止まるものかを判断し、それぞれ「甲」と「乙」に分類したものである。なお、原局は接受した公文に対して番号を付与し、それを公文の欄外右上から左上に朱書するのが通例であった。例えば、陸軍省上申文書の場合は「陸甲(乙)〇〇〇」という形になるが、この「陸」は上申出所名、「甲(乙)」は上申文書の性格による分類、そして〇〇〇はその年中の接受順による通し番号を意味する。

そしてもう一つの補助史料として注目されるのが『増加日簿』である。明治二十一年一月に定められた「記録増加日簿凡例」によると、内閣記録局で編纂された記録や、他省庁から移管された図書など、記録文庫に収蔵すべきものについては「必ス其書名・冊数及収蔵ノ年月日ヲ此簿冊ニ登記」することになっていた。⁽⁴⁾ところで、実際に『増加日簿』を見ると、そこには後に「記録目録」に登載される際の記録分類や保管位置の変更、そして「秘函」などについても記載されており、当時の記録部局における編纂・保存業務の実態を窺わせる貴重な史料だと評価できる。

第一節 上申から記録部局への移管まで

ここでは『公文別録 陸軍省』所収文書が、陸軍省から内閣へ上申されてから、処理を終えて記録部局へ移管されるまでの過程を検討する。表3は『件名録』及び『件名簿』を参照しながら、『公文別録 陸軍省』所収文書の処理過程を上申(陸軍省)↓処理(内閣書記官室)↓編纂・保存(記録課)の段階別に整理したものである。そして表4では比較対象として、大正七年度『公文類聚』所収の陸軍関連文

書を提示した。

まず最初に目に付くのは、『公文別録 陸軍省』所収文書のほとんどが機密文書であることである。すなわち、陸軍省上申文書の欄外右上に「極秘」や「秘」印が捺されているもの、または文書番号の中に「密発」や「陸密」など、「密」の字が入っているもの⁽⁴³⁾が、全体五八件（枝番号のものを含む）の中に四三件（七四・一％）に及ぶのである。そこに閣議書や内閣書記官供覽書などに「秘」印のあるものを加えると、その数は四七件（八一・〇％）へと増える。それに対し『公文類聚』の場合、機密文書と見られるものは総計一八件の中に四件（二二・二％）に過ぎない。ここからも、「公文別録」には当時機密文書と見做されたものが多く収録されていることが確認される。

次に注目されるのは「件名録」の「記録」欄である。『公文類聚』に収録されている文書の場合、ここには処理済みの文書を原局から受領した記録部局の人の印が捺されるのが普通である。ところが、『公文別録 陸軍省』の大正三年八月までの文書（一〇三二）の場合には、「記録」欄は空欄であり、その横に「秘入」または「当分秘入」と書かれた付箋が貼られているのがほとんどである。しかも「秘入」となっている文書は、『件名簿』にその受領日や受領者は記載されておらず、空白のまま残されている（但し、二九〇三二は例外）。つまり、これらの文書は原局で処理が終わっても直ちには記録部局へ移管されず、そのまま原局に残され、「秘函」に「当分」保管されたということになるのである⁽⁴⁴⁾。

ところで、この「秘函」とはどのようなものであったのか。太政官・内閣の機密文書取扱規程からは「秘書ヲ蔵スル諸筐箱」や「秘字箋を貼付した書筐」などの存在が確認されるが、その具体像は今のと

ころ明らかでない。ただ、『公文別録 未決並廃案書類』（別／一三五―一三七）の場合、『件名録』の「記録」欄が「秘函」とともに「書記官書棚（または戸棚）」となっている例が見られる。さらに、現在国立公文書館で「諸雜公文書」に分類されている『自大正三年至大正十五年 未済書類（閣議関係）（四）』（雜／三二六二）所収文書の中に、『件名録』には「当分秘入」となっているのに対し、本文の付箋には「書記官室戸棚に納置相成度」と書かれているものもある。当時内閣書記官室庶務課が機密文書の保存を担当していたことを考慮すると、あるいは「秘函」とは内閣書記官室の戸棚（書棚）であった可能性も考えられるのである⁽⁴⁵⁾。

一方、『公文別録 陸軍省』の大正三年九月以降の文書（三三〇五―四）は、『件名録』の「記録」欄に受領者の印が捺されており、『件名簿』にも受領日や編入書名などが記載されているなど、形式上では『公文類聚』所収文書と変わらない。しかし両者の間には、記録部局への移管過程に大きな違いが存在する。

第一に、移管に要した期間の問題である。『公文類聚』所収文書の場合、決裁日から記録課の受領日まで一カ月を超えないのが普通であり、一〇日以内に移管された例も多い。しかし、『公文別録 陸軍省』所収のほとんどの文書は、決裁されてから記録課へ移管されるまで数カ月から数年が経過しており、最長七年以上かかった例もある。

第二に、移管方式の問題である。『公文類聚』所収文書は、決裁されるとその都度記録課へ移管されており、ある日にまとめられて移管された痕跡は見られない。それに対し、『公文別録 陸軍省』所収文書は、大正六年四月二六・二七日、七年一〇月二八日、一〇年一〇月七日など、特定日に一括して記録課へ移管されたことが確認される。

それでは、「秘函」に入れられた一から三二までの文書は、いつ記録課へ移管されたのか。その手掛かりを提供するのが、各文書の欄外右下にある「下条」印である。明治二七年四月に内閣書記官室記録課で定められた「公文編纂例則」の第一〇条には、「公文ノ原議又ハ原書ヲ接受セシトキハ課長ノ閲覧ニ供スヘシ」となっており、「下条」印はその時捺された記録課長の印だと思われる。ところで「下条」、すなわち下条康磨が記録課長であった時期は大正五年四月から九年五月までであるので、これらの文書は同期中に「秘函」から記録課へ移管されたと思われる。そうすると、これらの文書は移管されるまで最短期間から最長三四年もかかったことになり、前述の第一の特徴を共有するといえるのである。

以上のように、『公文別録 陸軍省』所収文書ほとんどは、陸軍省から内閣へ上申された機密文書であった。そしてこれらは処理が終わっても直ちには記録課へ移管されず、「秘函」（非内閣書記官室戸棚）に「当分」保管され、数ヶ月から数年後、ある特定日にまとめられて記録課へ移管されたのである。

第二節 記録部局への移管から編纂・保存まで

それでは、記録課へ移管された各文書は、どのような過程を経て『公文別録 陸軍省』として編纂・保存されたのか。より一般的にいうと、原局で「秘函」などに保管されていた機密文書は、記録部局ではどのように取り扱われたのか。

表5は『大正六年起 増加日簿』（雑／三二六二）における「公文別録」及び陸軍関連図書編纂・保存に関する記録を整理したものである。比較のため、『件名簿』における各文書に関する記録と、現在

の国立公文書館による分類を併記した。

まずここから確認されるのは、『公文別録 陸軍省』（四八）は大正九年六月八日に記録文庫に収蔵されたこと、従って同簿冊はその直前に編纂されたことである。のみならず、Bグループの時期・出所別編纂書系列の簿冊（四五〜五〇、五四、六二〜六四）は、大正九年六月から一〇年一二月にかけて編纂・保存されている。各簿冊の収録年代の間に大きな隔たりがあるにもかかわらず、その目次に「寛」という同一人物の印が見られるのは、これで説明できよう（ちなみに、大正七年度『公文類聚』は大正九年四月二六日に編纂⁽⁴⁷⁾）。

そしてもう一つ注目されるのは、「秘函」は原局のみならず記録部局内にも存在したことである。「忠愛社外三社へ費用下付ノ件」外六件（四二）が「秘函」に保管されていたことは前述したが、『増加日簿』及び『件名簿』から、『臨時制度整理局書類』（二〇）を始め、多くの文書や図書が「秘函」に「別二収」められていたことが確認される。当時記録課内で機密文書の保管を担当していた部署は庶務掛であったので、この「秘函」は庶務掛内であったと見て間違いなさであろう。

ところで、実は『公文別録 陸軍省』に収録されている文書も、一時「秘函」に保管された可能性がある。例えば、同簿冊は大正九年六月頃に編纂されたが、その時点では既に大正元年までの文書（表3の一〜二八）だけでなく、大正三年八月以後の文書（三七〜五四）も六年四月と七年一〇月に記録課へ移管されていた。ところが、簿冊表題からも分かるように、当時編纂されたのは前者のみである。従って、大正一〇年一〇月に移管された残りの文書（二九〜三六）とともに、後者が『公文別録 陸軍省』に即時編入されたとしても、最長四年以

上編纂されないまま記録課内に保管されていたことになる（即時編入されなかったとすると、その期間はより長くなる）。

そしてこうした推測を裏付けるものが、『件名簿』の「送付」欄である。当時内閣書記官室から移管された文書は記録課庶務掛が受領し、それを分類して編纂掛へ送付することになって⁽⁴⁸⁾いた。表3・4には載せなかったが、この「送付」欄には庶務掛から編纂掛へ送付された日付が記載されている。ところで、『公文類聚』所収文書の場合は受領されてから数日の内に送付されたのに対し、『公文別録 陸軍省』所収文書の場合は「送付」欄がすべて空白である。つまり、これらの文書は記録課庶務掛に接受されても直ちには編纂掛へ送付されず、庶務掛内にあった「秘函」に保管され、数年後になってようやく編纂または編入されたことになるのである。

しかし、ここで留意しなければならないのは、一度「秘函」に入れられたものだとしても、必ずしもそれが「公文別録」に分類されたわけではなかったことである。もう一度表5を見ると、当時『臨時軍事調査委員月報』を始め、多くの陸軍関連図書が「秘函」に保管されたまま、記録課内に収蔵されており、実際その中には「公文別録」に分類されたものもある。ところが、そのほとんどは後に「単行書」（「記録目録」一三分類には「第一〇」）に再分類され、現在に至っているのが確認されるのである。

以上のように、内閣書記官室から移管され、記録課庶務掛に接受された文書は、直ちには編纂掛へ送付されず、再び庶務掛内の「秘函」に保管された。そしてこの「秘函」に入れられた文書や図書は、数年の経過した後、「公文別録」として編纂されるか、または「単行書」などに再分類された。この「秘函」の存在と、上申↓処理↓編纂・保

存の各段階で発生した数年から数十年までのタイムラグこそ、「公文別録」の編纂・保存過程における最も著しい特徴だと評価することができる。

おわりに

これまで太政官・内閣における機密文書取扱規程、「公文別録」の全体像及びその簿冊形態、そして「公文別録」中の一簿冊の編纂・保存過程を検討した。同時期の機密文書取扱規程における特徴は、原局と記録部局のそれぞれに機密文書の編纂・保存を担当する部署があったこと、特に記録部局の場合、それは編纂担当部署とは別の部署であったこと、その保管のための「秘函」などが存在したことである。そしてこうした点は、「公文別録」の各グループの形態上の特徴や、「公文別録 陸軍省」の編纂・保存過程における特徴と一致する。以上の事実は、「公文別録」に機密性の高い文書が多数含まれていることとともに、その機密文書群という性格をより明確にしてくれるのである。

それでは最後に、本稿で解明することができず、未だ課題として残されている点について簡単に触れておく。

第一に、「公文別録」の発生経緯の問題である。前述のとおり、「公文別録」に関する最初の記録は、明治二年の内閣書記官室から内閣記録局への移管記事だと思われる。ところで、もしそうだとすると、内閣記録局へ移管される前の段階で、既に「公文別録」という名称は存在していたということになるが、その由来は今のところ明らかでない。なお、この文書群が「第一 公文」に分類された経緯や、同じ分

類内にある「公文録」との関係も不明である。⁽⁴⁹⁾

第二に、機密文書の編纂選定の問題である。「公文別録 陸軍省」の場合、それがカバーする時間的範囲は明治一九年から大正七年までの三二年間である。それに対し、そこに収録されている文書は総計五八件で、一年平均二件足らずであり、やや少ない印象がある。また「公文類聚」にも少数ながら「陸密」などの機密文書が収録されており、「秘函」に保管されたにもかかわらず結局「単行書」に分類された図書もある。このように、記録部局へ移管された機密文書は、どのように選定・分類され、最終的に「公文別録」として編纂されたのか、またその過程で脱落したものは、その後どのように処理されたのかも、さらなる検討を要する問題だと思われる。

註

- (1) 「公文別録」の移管・公開経緯に関しては、『国立公文書館年報』第三号(一九七三年)五頁、同第九号(一九七九年)七〜八頁、『北の丸』第四号(一九七五年)七二頁、同第一二号(一九八〇年)八〇頁、我部政男・広瀬順皓編著『国立公文書館所蔵「公文別録総目録」追補(ゆまに書房、二〇〇一年)九頁などを参照されたい。
- (2) 広瀬順皓「公文別録解説」(我部政男・広瀬順皓編著『国立公文書館所蔵「公文別録総目録」下巻、ゆまに書房、一九九七年)五五五頁。
- (3) 前掲『国立公文書館年報』第三号、五頁。
- (4) 広瀬前掲論文、五六五〜五六七頁。
- (5) 中野目徹『近代史科学の射程―明治太政官文書研究序説』(弘

文堂、二〇〇〇年)三八〜三九頁。なお、同書からは「公文別録」に関する内容のみならず、国立公文書館所蔵史料の全体像や、それを利用する研究方法論など、学んだところが多い。

- (6) 平成二二年四月一五日付鈴木淳発表、五月一三日付小林延人発表、六月一〇日付安原徹也発表、一〇月二二日付朴発表、一〇月二八日付渡邊宏明発表、平成二二年六月二日付渡邊宏明発表、七月七日付朴発表、平成二三年五月一日付中西啓太発表、六月二九日付朴発表など。

- (7) 『法規分類大全』第一編第一〇卷(内閣記録局、明治二二年)一四五〜一四六、一四九頁(官職門二・官制・太政官内閣二)以下、史料を引用する際には、旧漢字は新漢字に改め、適宜句読点を付した。

- (8) 同右、一四九頁。

- (9) 前掲『法規分類大全』第一編第一〇卷、三〇四頁(官職門三・官制・太政官内閣二)。ちなみに、文書局処務規程は明治一七年三月七日に改定されるが、秘書掛に関する内容は変わらない。

- (10) 同右、二二二〜二二八頁(官職門二・官制・太政官内閣二)。「文書局処務規程」は記録課の移管前日に定められたので、当然そこに記録課に関する規程はなく、翌年三月の改定規程にも「但シ記録課処務規程ハ別ニ定ム」という但し書があるのみである(第一条)。ここから、記録課は文書局へ移管されてからも、「記録課処務規程」(明治一四年一月九日制定、一七年四月一〇日改定)によって運営されたと考えられる。

- (11) 「記録課第六回報告書」(明治一八年 記録局報告)、『自明治十二年至同十八年 記録課自第一回至第七回報告書』国立公文書館

所蔵、記／八七九)。なお、本稿で国立公文書館所蔵史料の表題を表記する場合、なるべくその外題に忠実しようとしたので、同館作成目録や同館のデジタルアーカイブなどにおける表題とはやや異なる場合があることを断っておく。

- (12) 『法規分類大全』第二編第三卷(内閣記録局、明治二五年)五
六～五八頁(官職門一・官制・内閣)。
- (13) 同右、五八頁。
- (14) 『自明治十八年十二月至同十九年十二月 内閣記録局日記』(国立公文書館所蔵、帳／九二)及び『明治十八年十二月起ル 日記簿』(同右、帳／九九)。なお、『明治十九年 局決簿』(同右、帳／五一)によると、この時点で既に宮崎幸麿は上官室秘書掛に任命されていた(宮崎については後述)。
- (15) 「記録編纂仮規則各局へ回達按」(『規程例則原按簿』国立公文書館所蔵、総／六〇三)。
- (16) 「処務規程草按」(同右)。表紙欄外右下に「十九年一月廿九日 浄録伊東秘書官ニ送致ス」という記述があり、小野正弘(内閣記録局次長・局長心得)と宮崎幸麿(内閣記録局記録課員・上官室秘書掛)の印が捺されている。
- (17) 「非常心得ヲ定ム」(『記録局諸則沿革録 庶務掛之部 六』国立公文書館所蔵、帳／五七)。
- (18) 『明治二十五年 内閣記録局日記』(国立公文書館所蔵、帳／九八)、『明治二十四年一月起 日記簿』(同右、帳／一〇〇)、「内閣記録局分科章程ヲ定ム」(『記録局諸則沿革録 第二編』、同右、帳／七三)。
- (19) 「記録目録凡例ヲ定ム」(前掲『記録局諸則沿革録 庶務掛之部

六)。

(20) 「内閣書記官室分課内規ヲ改定ス」(『公文類聚』第一七編・明治二六年・第七卷・官職門一・官制一・官制一・内閣、国立公文書館所蔵、類／六三七)。

(21) 「内閣書記官室記録課処務細則ヲ定ム」(『内閣書記官室記録課諸則沿革録 全』国立公文書館所蔵、帳／七四)。

(22) 「記録課処務規程」(『内閣記録課処務提要』国立公文書館所蔵、総／六一五)。ここには後代の改定による書込み・修正・削除がなされており、最も年代の下がるものとして明治四二年一月の書込みが確認される(但し、第二条は修正なし)。そこから同規程(特に庶務掛に関する第二条)は少なくとも明治四二年までは機能していたと見ることができよう。

(23) 前掲「記録目録凡例ヲ定ム」。

(24) 例えば、中野目前掲書、三八～三九頁。

(25) 「青表紙文書」については、同右、八五～一〇三頁。

(26) 『明治廿二年 内閣記録局日記』(国立公文書館所蔵、帳／九五)及び前掲『明治十八年十二月起ル 日記簿』。但し『明治二十二年 内閣記録局第四回報告』の「記録収蔵ノ事」には、「公文別録百三十四冊二袋」などを「内閣書記官室ヨリ継続」したとなっている(同右、記／八八七)。

(27) 『公文別録索引 自明治十五年至同十六八年』(国立公文書館所蔵、総／一一〇二)。

(28) 中野目前掲書、三五頁。

(29) 「第三十一表 局員表」(前掲『明治二十二年 内閣記録局第四回報告』)。

- (30) 算の存在が確認される史料として最も早い時期のものは、『大正十三年五月二十一日起 公文謄写日記簿』（国立公文書館所蔵、総／六二六）だと思われる。
- (31) 『第一 公文別録』（国立公文書館所蔵、総／九二五）。
- (32) 『大正十五年参月起 製本交付簿』（国立公文書館所蔵、総／六二二）。
- (33) 『法規分類大全』第一編第五一卷（内閣記録局、明治二三年）七七～七九、一〇四頁（兵制門二・陸海軍官制二・陸軍二）。
- (34) 『法規分類大全』第一編第五四卷（内閣記録局、明治二四年）一三四～一三五頁（兵制門五・陸海軍官制五・海軍一）。
- (35) 「公文類聚ノ事」（明治廿一年 内閣記録局第三回報告）国立公文書館所蔵、記／八八五。ちなみに『公文類纂』は明治二二・二三年度にも抄録が行われた。
- (36) 「公文別録」中の『衆規淵鑑』関連簿冊の発生経緯と『太政類典』第一・二編の訂正・増補作業との関連性については、平成二一年四月一五日付鈴木淳発表による。
- (37) 公文書専門官室「公文書の接収、返還、未返還台帳」（内閣関係）について（『北の丸』第三四号、二〇〇一年）八八～八九、一〇八頁。
- (38) 「親任官任免別録引継ノ件」（『引継書類綴 自大正十三年至昭和十七年』国立公文書館所蔵、雑／三五八六）。
- (39) 『公文増加記入扣簿』（国立公文書館所蔵、総／九六六）。
- (40) 前掲「親任官任免別録引継ノ件」。なお『自明治二十二年至公文別録 親任官任免索引』（国立公文書館所蔵、総／一二〇五）の表紙にも「金庫皇金庫内保管」という書込みが見られる。
- (41) 『特別保存 公文別録索引』（国立公文書館所蔵、総／一二〇四）。
- (42) 「記録増加日簿凡例」（『自明治廿一年至同廿三年 局決簿』国立公文書館所蔵、帳／九二）、『明治廿一年 内閣記録局日記』（同右、帳／九四）。
- (43) 当時陸軍省の文書番号体系については、近藤新治「陸軍省・海軍省」（『日本古文书学講座 第九卷―近代編Ⅰ』雄山閣出版、一九七九年）一六五～一六六頁を参照。
- (44) 「件名録」の存在と利用方法、そして「秘函入」文書と「公文別録」との関連性については、平成二二年六月一〇日付安原徹也発表による。
- (45) 「公文別録」中の『未決並廃案書類』と「諸雑公文書」中の『未済書類』との関連性、そして「秘函」と「書記官（室）戸棚（書棚）」との関連性については、平成二二年六月二日付渡邊宏明発表による。
- (46) 「公文編纂例則ヲ定ム」（前掲『内閣書記官室記録課諸則沿革録 全』）。
- (47) 『明治三十年三月一日より昭和七年一月まで 公文編纂二関スル書類』（国立公文書館所蔵、総／六一七）。
- (48) 前掲「内閣書記官室記録課処務細則ヲ定ム」中の庶務掛の第一〇・一一條。
- (49) この問題と関連して、明治一〇年度『公文録』中に『鹿児島征討始末別録一・二』（国立公文書館所蔵、公／二一九六・二一九七）という簿冊が存在するなど、「別録」という名称は以前から使われていたことは注目される。

表1：「公文別録」の全体目録

| 配架番号 ¹⁾ | 国立公文書館 表題・年次 | 簿冊表題 ²⁾ | 簿冊表題 記入方法 ³⁾ | 目次料紙 ⁴⁾ | 目次印 | 蔵書印 | 符号箋 | 備考1 (簿冊形態) ⁵⁾ | 備考2 (その他) |
|--------------------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|--------------------|-----|--------|------------|-----------------------------|---|
| 1 | | 自明治元年至同四年 公文別録 一 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | |
| 2 | | 自明治元年至同四年 公文別録 二 | 表紙に直書 | 太政官 | — | 内閣記録之印 | | | |
| 3 | 太政官・明治元 ～十年 | 自明治五年至同十年 公文別録 三 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | 第1類別 5冊 1函 | | 各簿冊の文書番号が連続する |
| 4 | | 自明治五年至同十年 公文別録 四 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | |
| 5 | | 自明治五年至同十年 公文別録 五 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | |
| 6 | | 自明治十五年至同十六年 公文別録 太政官 一 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | |
| 7 | | 自明治十五年至同十六年 公文別録 太政官 二 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | 第1類別 3冊 1函 | | |
| 8 | 太政官・明治十 五～十八年 | 自明治十七年至同十八年 公文別録 太政官 三 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | |
| 9 | | 自明治十五年至同十七年 機密探偵書 一 | 表紙に直書 | 太政官 | — | — | | 白表紙・四つ目綴じ(明朝綴じ)・B5判 | 表紙右下に「共二」 |
| 10 | | 自明治十五年至同十七年 機密探偵書 二 | 表紙に直書 | 太政官 | — | — | 第1類別 2冊 1函 | | |
| 11 | 宮内省・明治十 五～二十五年 | 自明治十五年至同廿五年 公文別録 宮内省 | 表紙に直書 | 太政官 | — | 内閣記録之印 | 第1類別 1冊 1函 | | |
| 12 | | 自明治十五年至同十六年 公文別録 外務省 一 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | 12の目次欄外に「写活」、13の目次欄外に「副本写活」、各簿冊の文書番号が連続する |
| 13 | | 自明治十五年至同十六年 公文別録 外務省 二 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | 第1類別 4冊 1函 | | |
| 14 | 外務省・明治十 五～十八年 | 自明治十七年至同十八年 公文別録 外務省 三 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | |
| 15 | | 自明治十七年至同十八年 公文別録 外務省 四 | 表紙に直書 | 太政官 | — | 内閣記録之印 | | | |
| 16 | 条約改正一件・ 明治十三～十六 年 | 条約改正一件 自明治十三年至明治十六年 | 題簽 | 太政官 | — | 内閣記録之印 | 第1類別 1冊 1函 | | 1番文書はS18.11.13に引継 |
| 17 | | 自明治十五年至同十六年 公文別録 内務省 一 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | 各簿冊の文書番号が連続する |
| 18 | 内務省・明治十 五～十八年 | 自明治十五年至同十六年 公文別録 内務省 二 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | 第1類別 4冊 1函 | | |
| 19 | | 自明治十七年 公文別録 内務省 三 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | |
| 20 | | 自明治十八年 公文別録 内務省 四 | 表紙に直書 | 太政官 | — | 内閣記録之印 | | | |
| 21 | | 自明治十五年至同十六年 公文別録 大蔵省 一 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | 各簿冊目次の文書番号が連続する |
| 22 | | 自明治十五年至同十六年 公文別録 大蔵省 二 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | |
| 23 | | 自明治十七年 公文別録 大蔵省 自一月至四月三 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | |

| | | | | | | | | | |
|----|---------------|----------------------------|-------|-----|----|--------|------------|------------------------------|-------------------------|
| 24 | 大蔵省・明治十五年～十八年 | 明治十七年 公文別録 大蔵省 自五月至十二月 四 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | 第1類別 6冊 1函 | | |
| 25 | | 明治十八年 公文別録 大蔵省 自一月至七月 五 | 表紙に直書 | 太政官 | — | 内閣記録之印 | | | |
| 26 | | 明治十八年 公文別録 大蔵省 自七月至十二月 六 | 表紙に直書 | 太政官 | — | 内閣記録之印 | | | |
| 27 | 陸軍省・海軍省・明治十八年 | 明治十八年 公文別録 陸軍省・海軍省 | 表紙に直書 | 太政官 | — | 内閣記録之印 | 第1類別 1冊 1函 | 白表紙・仮綴 (紙綴)・208× 278mm | 2番文書に「当分別録 モノ」(付箋・朱) |
| 28 | 司法省・明治十六～十八年 | 明治十六年ヨリ十八年迄 公文別録 司法省 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | 第1類別 1冊 1函 | | |
| 29 | 文部省・明治十五～十八年 | 自明治十五年至同十六八年 公文別録 文部省 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | 第1類別 1冊 1函 | | |
| 30 | | 明治十五年 公文別録 農商務省 一 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | 各簿冊の文書番号が連続する | |
| 31 | | 明治十五年 公文別録 農商務省 二 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | |
| 32 | | 明治十六年 公文別録 農商務省 一月二月 全 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | |
| 33 | | 明治十六年 公文別録 農商務省 三月四月 全 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | |
| 34 | | 明治十六年 公文別録 農商務省 五月六月 全 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | |
| 35 | | 明治十六年 公文別録 農商務省 自七月至十一月 全 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | |
| 36 | | 明治十六年 公文別録 農商務省 十二月 全 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | 第1類別16冊 1函 | | |
| 37 | 農商務省・明治十五～十八年 | 明治十七年 公文別録 農商務省 自一月至三月 全 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | |
| 38 | | 明治十七年 公文別録 農商務省 自四月至十二月 第一 | 表紙に直書 | 太政官 | — | 内閣記録之印 | | | |
| 39 | | 明治十七年 公文別録 農商務省 自四月至十二月 第二 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | 各簿冊の文書番号が連続する | |
| 40 | | 明治十七年 公文別録 農商務省 自四月至十二月 第三 | 表紙に直書 | 太政官 | — | 内閣記録之印 | | | |
| 41 | | 明治十八年 公文別録 農商務省 一 | 表紙に直書 | 太政官 | — | 内閣記録之印 | | 各簿冊の文書番号が連続する | |
| 42 | | 明治十八年 公文別録 農商務省 二 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | |
| 43 | | 明治十八年 公文別録 農商務省 三 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | |
| 44 | | 明治十八年 公文別録 農商務省 四 | 表紙に直書 | 太政官 | — | 内閣記録之印 | 第1類別16冊 2函 | | |

| | | | | | | | | | |
|----|-------------------|----------------------------------|-------|---------------|----|--------|-------------|------------------------------|---|
| 45 | | 明治十八年 公文別録 農商務省 五 | 表紙に直書 | 大政官 | — | 内閣記録之印 | | | |
| 46 | | 自明治十五年至同十六年 公文別録 工部省 | 表紙に直書 | 大政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | |
| 47 | 工部省・明治十五～十八年 | 自明治十七年至同十八年 公文別録 工部省 | 表紙に直書 | 大政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | 第1類別 2冊 2函 | | 4 番文書に「木件ハ特ニ御評議可有之ニ付夫迄秘筐ニ稽留之事 十一月十四日 ㊦(眞男)」(付箋) |
| 48 | 官符原案・明治十二～十八年 | 自明治十一年至同十八年 官符原案 | 表紙に直書 | 大政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | 第1類別 1冊 2函 | | |
| 49 | 府県・明治十八年 | 明治十八年 公文別録 府県 | 表紙に直書 | 大政官 | — | 内閣記録之印 | 第1類別 1冊 2函 | 白表紙・仮綴 (紙縫)・208×27 8mm | |
| 50 | 官吏雑件・明治十五～十六年 | 自明治十五年至同十六年 公文別録 官吏雑件 一 大政官 甲 | 表紙に直書 | 大政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | 第1類別 2冊 21函 | | 各簿冊の文書番号が連続する |
| 51 | 官吏雑件・明治十五～十六年 | 自明治十五年至同十六年 公文別録 官吏雑件 二 大政官 乙 | 表紙に直書 | 大政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | |
| 52 | 官吏撰奉懸勞内規・明治十五～十八年 | 自明治十五年至同十六八年 公文別録 官吏撰奉懸勞内規 | 表紙に直書 | 大政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | 第1類別 1冊 2函 | | |
| 53 | 諸建白書・明治三～六年 | 諸建白書 自明治三年至同六年 | 表紙に直書 | 大政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | 第1類別 1冊 2函 | | |
| 54 | | 上書建言録 自明治十一年至同十六年 一 | 表紙に直書 | 大政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | 各簿冊の文書番号が連続する |
| 55 | | 上書建言録 自明治十一年至同十六年 二 | 表紙に直書 | 大政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | |
| 56 | 上書建言録・明治十一～十八年 | 自明治十七年至同十八年 上書建言録 三 | 表紙に直書 | 大政官 (一部は公文類聚) | 宮崎 | 内閣記録之印 | 第1類別 3冊 2函 | | |
| 57 | | 明治十五年 公文別録 地方巡察使 一 | 表紙に直書 | 大政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | |
| 58 | 地方巡察使・明治十五～十六年 | 明治十五年 公文別録 地方巡察使 二 | 表紙に直書 | 大政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | 第1類別 3冊 2函 | | |
| 59 | | 明治十六年 公文別録 地方巡察使 三 | 表紙に直書 | 大政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | |
| 60 | | 地方巡察使復命書 群馬県・埼玉県・山梨県・長野県 一 | 表紙に直書 | 元老院 | — | 内閣記録之印 | | | 【地方巡察使 三】(59)の36番文書の別冊復命書(63の続き) |

| | | | | | | | | |
|----|-------------------|---|-------|-----|---|--------|------------------------------------|--|
| 61 | | 地方巡察使復命書 福島県・山形県・宮城県 二 | 表紙に直書 | 太政官 | — | 内閣記録之印 | | 同5番文書の別冊復命書 (M16.07.30参事院副議長田中不二磨提出) |
| 62 | 地方巡察使復命書・明治十六年 | 地方巡察使復命書 岩手県・秋田県・青森県 三 | 表紙に直書 | 太政官 | — | 内閣記録之印 | 第1類別 6冊 2両 | 同5番文書の別冊復命書 (61の続き) |
| 63 | | 地方巡察使復命書 滋賀県・福井県・石川県・富山県・新潟県 四 | 表紙に直書 | 元老院 | — | 内閣記録之印 | 同36番文書の別冊復命書 (M16.11巡察使元老院議員渡辺清提出) | |
| 64 | | 地方巡察使復命書 徳島県・高知県・愛媛県・福岡県・大分県・鹿児島県・熊本県・長崎県 五 | 表紙に直書 | 参事院 | — | 内閣記録之印 | 同39番文書の別冊復命書 (M16.10参事院議員山尾庸三提出) | |
| 65 | | 地方巡察使復命書 函館県・札幌県・根室県 六 | 表紙に直書 | 太政官 | — | 内閣記録之印 | 同5番文書の別冊復命書 (62の続き) | |
| 66 | | 地方巡察使復命書 千葉県 一 | 題簽 | 太政官 | — | 内閣記録之印 | | |
| 67 | | 地方巡察使復命書 茨城県 二 | 題簽 | 太政官 | — | 内閣記録之印 | | |
| 68 | | 地方巡察使復命書 栃木県 三 | 題簽 | 太政官 | — | 内閣記録之印 | | |
| 69 | | 地方巡察使復命書 三重県 四 | 題簽 | 太政官 | — | 内閣記録之印 | | |
| 70 | 甲部地方巡察使復命書・明治十六年 | 地方巡察使復命書 岐阜県 五 | 題簽 | 太政官 | — | 内閣記録之印 | 第1類別 9冊 2両 | 表紙・六つ目綴じ(康熙綴じ)・B5判・角裂(※) |
| 71 | | 地方巡察使復命書 愛知県 六 | 題簽 | 太政官 | — | 内閣記録之印 | | |
| 72 | | 地方巡察使復命書 静岡県 七 | 題簽 | 太政官 | — | 内閣記録之印 | | |
| 73 | | 地方巡察使復命書 神奈川県 八 | 題簽 | 太政官 | — | 内閣記録之印 | | |
| 74 | | 地方巡察使復命書 東京府 九 | 題簽 | 太政官 | — | 内閣記録之印 | | |
| 75 | 地方巡察使復命書 摘要・明治十六年 | 地方巡察使復命書 完 | 題簽 | — | — | 内閣記録之印 | 第1類別 1冊 2両 | |
| 76 | | 巡察記 地方一般ノ要件 一 | 題簽 | 元老院 | — | 内閣記録之印 | | |
| 77 | | 巡察記 京都府 二 | 題簽 | — | — | 内閣記録之印 | | |
| 78 | | 巡察記 大阪府 三 | 題簽 | — | — | 内閣記録之印 | | |
| 79 | | 巡察記 和歌山県 四 | 題簽 | — | — | 内閣記録之印 | | |
| 80 | 巡察記・明治十六年 | 巡察記 兵庫県 五 | 題簽 | — | — | 内閣記録之印 | 第1類別 10冊 2両 | 表紙・五つ目綴じ(胡蝶綴じ)・B5判・角裂(※) |
| 81 | | 巡察記 岡山県 六 | 題簽 | — | — | 内閣記録之印 | | |
| 82 | | 巡察記 広島県 七 | 題簽 | — | — | 内閣記録之印 | | 【地方巡察使 三】(59)の16番文書の別冊復命書 (M16.11巡察使元老院議員横村正直提出) |

| | | | | | | | | | |
|--------|-------------------|----------------------|-------|-----|----|--------|---------------------|------------------------------------|---------------------|
| 83 | | 巡察記 山口県 八 | 題簽 | — | — | 内閣記録之印 | | | |
| 84 | | 巡察記 鳥根県 九 | 題簽 | — | — | 内閣記録之印 | | | |
| 85 | | 巡察記 鳥取県 十 | 題簽 | — | — | 内閣記録之印 | | | |
| 85-2 | 沖縄県視察復命書・明治十六年 | 沖縄県視察復命書 | 題簽 | 大政官 | — | — | — | | M15.11 参事院議官輔尾崎三良提出 |
| 85-2-2 | 沖縄県視察復命書印刷物・明治十六年 | 沖縄県視察復命書 | 表紙に印刷 | — | — | — | 小冊子・140×197mm | 85-2と同一内容、印刷物 | |
| 85-2-3 | 沖縄県視察復命書複写本・明治十六年 | 沖縄県視察復命書 | 題簽 | 大政官 | — | — | — | 85-2と同一内容、尾崎遺族所蔵本の複写本(S53.02.28寄贈) | |
| 85-3 | 沖縄県視察復命書・明治十六年 | 沖縄県視察復命書 | * 題簽 | 参事院 | — | — | 茶表紙・四つ目綴じ・200×275mm | 85-2と同一内容、S53.03.10諸雑公文書→公文別録 | |
| 86 | 北海道事件・明治三年 | 北海道事件 一 | 表紙に直書 | 大政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | 第1類別 2冊 3函 | | |
| 87 | | 北海道事件 二 | 表紙に直書 | 大政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | |
| 88 | | 琉球廃藩置県処分 一 | 表紙に直書 | 大政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | |
| 89 | | 琉球廃藩置県処分 二 | 表紙に直書 | 大政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | 第1類別 4冊 3函 | | 各簿冊目次の文書番号が連続する |
| 90 | | 琉球廃藩置県処分 三 | 表紙に直書 | 大政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | |
| 91 | | 琉球廃藩置県処分 四 | 表紙に直書 | 大政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | |
| 91-2 | 琉球廃藩置県処分・明治八年 | 琉球処分 上 | 表紙に印刷 | — | — | — | | | |
| 91-3 | | 琉球処分 中 | 表紙に印刷 | — | — | — | 洋装本・142×215mm | M12.12内務省印刷物(88~91の参考書として) | |
| 91-4 | | 琉球処分 下 | 表紙に印刷 | — | — | — | | | |
| 91-5 | | 琉球処分提綱 | 表紙に印刷 | — | — | — | 小冊子・135×200mm | | |
| 92 | 琉球書類十八通合綴・明治八年 | 琉球書類十八通合綴 | 表紙に直書 | — | — | 内閣記録之印 | 第1類別 1冊 3函 | | |
| 93 | 板垣退助遭害一件・明治十五年 | 明治十五年 公文別録 板垣退助遭害一件 | 表紙に直書 | 大政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | 第1類別 1冊 3函 | | |
| 94 | 福島県人民暴動一件・明治十五年 | 明治十五年 公文別録 福島県人民暴動一件 | 表紙に直書 | 大政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | 第1類別 1冊 3函 | | |

| | | | | | | | | | |
|-----|---------------------|--------------------------|--------|------|----|------------------|----------------|---------------------------------|------------------------------------|
| 95 | 新潟県下頸城自由党逮捕一件・明治十六年 | 明治十六年 公文別録 新潟県下頸城自由党逮捕一件 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | 第1類別 1冊3函 | | |
| 96 | 清国通信始末・明治二～六年 | 清国通信始末 自明治二年至同六年 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | 第1類別 1冊3函 | | |
| 97 | 清国機密公信・明治八～十六年 | 清国機密公信 自明治八年至同十六年 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | 第1類別 1冊3函 | | |
| 98 | 旭藩趣旨書・明治八年 | 内閣秘本 旭藩趣旨書 完 | 題簽 | — | — | 内閣記録之印 | 第1類別 1冊3函 | 青表紙(半襖様)・四つ目綴じ・130×191mm・角裂(青) | M 8.01藩地事務局編、印刷物 |
| 99 | 使清弁理始末・明治八年 | 使清弁理始末 完 | 青表紙に印刷 | — | — | 内閣記録之印 | 第1類別 1冊(2部) 3函 | 洋装本・150×230mm | M 8.01印刷 |
| 100 | 探偵書・明治七年 | 探偵書 | 表紙に直書 | *太政官 | — | 内閣記録之印 | 第1類別 1冊3函 | | |
| 101 | 使鮮日記・明治八年 | 使鮮日記 | *題簽 | — | — | 太政官記録印 | 第1類別 1冊3函 | 青表紙(菱襖様)・四つ目綴じ・B5判・角裂(青) | 表紙右上に「兌坤八十七」(朱) |
| 102 | 朝鮮巡行日誌・慶応二年 | 朝鮮巡行日誌 | 題簽 | *海軍省 | — | 太政官記録印 | 第1類別 1冊3函 | 青表紙(布目襖様)・四つ目綴じ・151×222mm・角裂(青) | 表紙右上に「兌坤八十七」(朱) |
| 103 | | 自明治元年至明治三年 朝鮮事件 全 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | 第1類別 1冊3函 | | |
| 104 | | 朝鮮事件 一 | 題簽 | — | — | 太政官記録印 内閣記録之印 | | 青表紙(布目襖様)・四つ目綴じ・B5判・角裂(青) | 題簽に「内史之印(消印)」、表紙右上に「兌坤八十七」(朱) |
| 105 | 朝鮮事件・明治元～四年 | 朝鮮事件 二 | 題簽 | — | — | 太政官記録印 | 第1類別 4冊3函 | | 題簽・扉の右下に「内史之印(消印)」、表紙右上に「兌坤八十七」(朱) |
| 106 | | 朝鮮事件 三 | 題簽 | — | — | 太政官記録印 | | | 表紙右上に「兌坤八十七」(朱) |
| 107 | | 朝鮮事件 附使清之事 | 題簽 | — | — | 太政官記録印 | | | 題簽に「内史之印(消印)」 |

| | | | | | | | | | |
|-----|----------------|-----------------------|-------|------|--------|----------|----------|---------------------------|-------------------|
| 108 | 朝鮮尋交始末・明治九年 | 朝鮮尋交始末上 | 題簽 | — | — | 太政官記録印 | 第1類別3冊3函 | 青表紙(布目模様)・四つ目綴じ・B5判・角裂(青) | 表紙右上に「免坤八十七」(朱) |
| 109 | 朝鮮尋交始末・明治九年 | 朝鮮尋交始末中 | 題簽 | — | — | 太政官記録印 | 第1類別3冊3函 | 青表紙(布目模様)・四つ目綴じ・B5判・角裂(青) | 表紙右上に「免坤八十七」(朱) |
| 110 | 朝鮮尋交始末・明治九年 | 朝鮮尋交始末下 | 題簽 | — | — | 太政官記録印 | | | |
| 111 | 朝鮮国詳細・明治九年 | 朝鮮国詳細 全 | 題簽 | — | — | 太政官記録印 | 第1類別1冊3函 | 青表紙(布目模様)・四つ目綴じ・B5判・角裂(青) | 表紙右上に「免坤八十七」(朱) |
| 112 | 朝鮮江華島砲撃始末・明治八年 | 明治八年 朝鮮江華島砲撃始末一 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | 第1類別2冊3函 | | 各簿冊の文書番号が連続する |
| 113 | 朝鮮江華島砲撃始末・明治八年 | 明治八年 朝鮮江華島砲撃始末二 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | |
| 114 | 朝鮮始末・明治六～八年 | 朝鮮始末一 | 表紙に直書 | *太政官 | — | 太政官記録印 | 第1類別3冊3函 | | 扉の右上欄外に「免坤八十七」(朱) |
| 115 | | 朝鮮始末二 | 表紙に直書 | *太政官 | — | 内閣記録之印 | | | |
| 116 | 朝鮮始末三 | 朝鮮始末三 | 表紙に直書 | *太政官 | — | 太政官記録印 | | | 扉の右上欄外に「免坤八十七」(朱) |
| 117 | 朝鮮始末続録・明治九～十五年 | 朝鮮始末続録 自明治九年六月至同十四年七月 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | 第1類別1冊3函 | | |
| 118 | 朝鮮事変始末・明治十五年 | 明治十五年 朝鮮事変始末一 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | 第1類別8冊3函 | | 各簿冊目次の文書番号が連続する |
| 119 | | 明治十五年 朝鮮事変始末二 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | |
| 120 | | 明治十五年 朝鮮事変始末三 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | |
| 121 | | 明治十五年 朝鮮事変始末四 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | |
| 122 | | 明治十五年 朝鮮事変始末五 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | |
| 123 | | 明治十五年 朝鮮事変始末六 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | |
| 124 | | 明治十五年 朝鮮事変始末七 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | |
| 125 | | 明治十五年 朝鮮事変始末八 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | |
| 126 | 明治十七年 朝鮮事変始末一 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | 第1類別4冊4函 | | 各簿冊目次の文書番号が連続する | |
| 127 | 朝鮮事変始末・明治十七年 | 明治十七年 朝鮮事変始末二 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | | | | 内閣記録之印 |
| 128 | 朝鮮事変始末・明治十七年 | 明治十七年 朝鮮事変始末三 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | | | | 内閣記録之印 |
| 129 | 朝鮮事変始末・明治十七年 | 明治十七年 朝鮮事変始末四 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | | | | 内閣記録之印 |
| 130 | | 自明治十五年至同十八年 公文別録 仏清事件 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | |
| 131 | | 自明治十五年至同十八年 公文別録 仏清事件 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | |

| | | | | | | | | | |
|-----|-------------------------|--|-------|-------|------|---------------|------------|---------|-------------------------------|
| 132 | 仏清事件・明治十五～十八年 | 自明治十五年至同十八年 公文別録 仏清事件三 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | 第1類別 5冊 4函 | | 各簿冊目次の文書番号が連続する |
| 133 | | 自明治十五年至同十八年 公文別録 仏清事件四 | 表紙に直書 | 太政官 | 宮崎 | 内閣記録之印 | | | |
| 134 | | 自明治十五年至同十八年 公文別録 仏清事件五 | 表紙に直書 | 太政官 | — | 内閣記録之印 | | | |
| 135 | 未決並廃案書類・明治二十～大正四年 | 公文別録 未決並廃案書類 一 内閣・外務・内務省 | 題簽 | 内閣記録課 | 寛 | 内閣記録之印 | | | |
| 136 | | 公文別録 未決並廃案書類 二 大藏・陸軍・司法省 | 題簽 | 内閣記録課 | — | 内閣記録之印 | 第1類別 3冊 6函 | | |
| 137 | | 公文別録 未決並廃案書類 三 止 文部省 全 | 題簽 | 内閣記録課 | 寛 | 内閣記録之印 | | | |
| 138 | 南滿州鉄道二依ル露国兵輸送二関スル件・大正五年 | 大正五年 公文別録 (外) 南滿州鉄道二依ル露国兵輸送二関スル件 | 題簽 | 内閣 | — | 内閣記録之印 | 第1類別 1冊 6函 | | 表紙右上に「秘 (朱) 一類六」(付箋) |
| 139 | 韓国併合二関スル書類・明治四十二～四十三年 | 韓国併合二関スル書類 | 題簽 | 内閣記録課 | — | 内閣記録之印 | 第1類別 1冊 6函 | | |
| 140 | 土族其他勸業資本金貸下二関スル件・明治十九年 | 自明治十九年至廿三年 公文別録 土族其他勸業資本金貸下二関スル件 全 (農) | 題簽 | 内閣記録課 | 宮部 寛 | 内閣記録之印 | 第1類別 1冊 6函 | | 「宮部」は校正印、「寛」は騰写印 |
| 141 | 軍艦千島衝突事件・明治二十六～二十八年 | 公文別録 軍艦千島衝突事件 全 (海) | 題簽 | 内閣記録課 | — | 内閣記録之印 | 第1類別 1冊 6函 | | |
| 142 | | 大津事件 皇室御往復書信 | 表紙に直書 | — | — | 内閣記録之印 (表紙右上) | | | |
| 143 | | 大津事件 京都出張書記官取扱書類 | 表紙に直書 | — | — | 内閣記録之印 (表紙右上) | | | |
| 144 | | 大津事件 各庁通信 | 表紙に直書 | — | — | 内閣記録之印 (表紙右上) | | | |
| 145 | 大津事件・明治二十四年 | 大津事件 発信電報 | 表紙に直書 | — | — | 内閣記録之印 (表紙右上) | 第1類別 9冊 6函 | 白表紙・大相綴 | 表紙右上に「別六」 表紙右下に「其九」 (朱) |
| 146 | | 大津事件 来信電報 | 表紙に直書 | — | — | 内閣記録之印 (表紙右上) | | | |

| | | | | | | | |
|-----|--|-------|-----|---|------------------|--|--|
| 147 | 大津事件 外務省発受電報原文 | 表紙に直書 | — | — | 内閣記録之印 (表紙右上) | | |
| 148 | 大津事件 外務省発受電報翻訳 | 表紙に直書 | — | — | 内閣記録之印 (表紙右上) | | |
| 149 | 大津事件 欧文新聞翻訳 | 表紙に直書 | — | — | 内閣記録之印 (表紙右上) | | |
| 150 | 大津事件 雑 | 表紙に直書 | — | — | 内閣記録之印 (表紙右上) | | |
| 151 | 明治四十五年五月一日 現員表 内閣所管各庁・秘密院・会計検査院・行政裁判所・貴族院・衆議院・陸軍省所属馬政局 臨時制度整理局 | 表紙に直書 | — | — | — | | |
| 152 | 明治四十五年五月一日 現員表 外務省・内務省・大藏省及各所管各庁 臨時制度整理局 | 表紙に直書 | *内閣 | — | — | | |
| 153 | 明治四十五年五月一日 現員表 司法部及所管各庁 臨時制度整理局 | 表紙に直書 | *内閣 | — | — | | |
| 154 | 明治四十五年五月一日 現員表 文部省・農商務省・逓信省及各所管各庁 臨時制度整理局 | 表紙に直書 | *内閣 | — | — | | |
| 155 | 明治四十五年五月一日 現員表 樺太庁・台湾總督府・関東都督府・朝鮮總督府 臨時制度整理局 | 表紙に直書 | *内閣 | — | — | | |
| 156 | 明治四十五年五月一日 現員表 警視庁・北海道庁・府県 臨時制度整理局 | 表紙に直書 | *内閣 | — | — | | |
| 157 | 各庁提出事務整理報告 臨時制度整理局 | 表紙に直書 | *内閣 | — | — | | |
| 158 | 個人団体提出整理意見 | 表紙に直書 | 内閣 | — | — | | |
| 159 | 各庁提出整理意見 臨時制度整理局 | 表紙に直書 | 内閣 | — | 内閣記録之印 | | |
| 160 | 明治四十五年一月現在 各官庁現員調 臨時制度整理局 | 表紙に直書 | — | — | — | | |
| 161 | 各省所管整理要目 臨時制度整理局 | 表紙に直書 | — | — | 内閣記録之印 | | |
| 162 | 臨時制度整理二関スル書類 臨時制度整理局 | 表紙に直書 | 内閣 | — | 内閣記録之印 | | |
| 163 | 行政整理二関スル閣議事、臨時制度整理局總裁二報告シタル事項中ノ主要、各省対案、官制整理案、各省官制改正案概観 臨時制度整理局 | 表紙に直書 | 内閣 | — | — | | |

秘別録(朱) 第1
類13冊 6函

白表紙・大和綴
じ・B5判

白表紙・大和綴
じ・202×282mm

白表紙・四つ目
綴じ・B5判

白表紙・大和綴
じ・B5判

白表紙・四つ目
綴じ・B5判

| | | | | | | | | | |
|-----|--------------------------|-------------------------|-----|-------|------|--------|-------------|-------------------------|--|
| 164 | 大正三、四年戦役文官行賞査定表・大正十年 | 大正三四年戦役文官行賞査定表 | *題簽 | 総理府 | — | 内閣記録之印 | 第1類別1袋6函 | 茶表紙・四つ目綴じ・横綴じ・397×275mm | 表紙左上に「秘函入」(付箋・朱)、後表紙の見返し右下に㊸(大杉) |
| 165 | 内閣・明治十九～大正元年 | 自明治十九年至大正元年 公文別録 内閣一 | 題簽 | 内閣記録課 | 秋山浅野 | 内閣記録之印 | 第1類別2冊7函 | | 「秋山」は校正印、「浅野」は騰写印 |
| 166 | 内務省・明治十九～三十年 | 自明治十九年至三十一年 公文別録 内務省 | 題簽 | 内閣記録課 | 寛 | 内閣記録之印 | 第1類別1冊7函 | | |
| 167 | | 自明治十九年至三十一年 公文別録 大蔵省一 | 題簽 | 内閣記録課 | 寛 | 内閣記録之印 | | | 「寛」は騰写印 |
| 168 | 大蔵省・明治十九～大正六年 | 明治■年 公文別録 大蔵省 二 | 題簽 | 内閣記録課 | 寛 | 内閣記録之印 | 第1類別3冊7函 | | 収録年代はM32～35、「寛」は騰写印 |
| 169 | | 自明治三十六年至大正元年 公文別録 大蔵省 三 | 題簽 | 内閣記録課 | 寛 | 内閣記録之印 | | | 「寛」は騰写印 |
| 170 | 陸軍省・明治十九～大正七年 | 自明治十九年至大正元年 公文別録 陸軍省 | 題簽 | 内閣記録課 | — | 内閣記録之印 | 第1類別1冊7函 | | |
| 171 | | 自明治二十一年至三十一年 公文別録 海軍省一 | 題簽 | 内閣記録課 | — | 内閣記録之印 | | | |
| 172 | 海軍省・明治二十一年～大正六年 | 自明治三十二年至三十九年 公文別録 海軍省 二 | 題簽 | 内閣記録課 | 寛 | 内閣記録之印 | 第1類別3冊7函 | | |
| 173 | | 自大正三年至同六年 公文別録 海軍省 三 | *題簽 | 内閣記録課 | — | — | | 茶表紙・四つ目綴じ・194×280mm | 後表紙の見返し右下に㊸(大杉) |
| 174 | 農商務省・明治二十七～大正十年 | 自明治二十七年至四十二年 公文別録 農商務省 | 題簽 | 内閣記録課 | — | — | 第1類別1冊7函 | | |
| 175 | 逓信省・明治二十六～三十九年 | 自明治二十六年至三十九年 公文別録 逓信省 | 題簽 | 内閣記録課 | 寛 | 内閣記録之印 | 第1類別1冊7函 | | |
| 176 | 編紀康正二閏スル件・大正七年 | 編紀康正二閏スル件 | *題簽 | 総理府 | — | — | 第1類別1袋別録架8函 | | 表紙右上に㊸(付箋)、原内題は「編紀…件㊸」、後表紙の見返し右下に㊸(大杉) |
| 177 | 大正三、四年戦役二継夕戦役各省行賞査定・大正十年 | 大正三四年戦役二継夕戦役各省行賞査定 | *題簽 | 総理府 | — | — | 第1類別1袋別録架8函 | | 表紙右上に付箋で「秘」(朱)・「大正十年六月廿五日受領秘函入保存」、原内題は「秘大正…査定」、後表紙の見返し右下に㊸(大杉) |

| | | | | | | | | | | |
|-----------|------------------|--|---------|-----|----|----|-------------------------------|---|--|--|
| 178 | 行政整理二関又ル書類・大正十一年 | 大正十一年行政整理二関又ル件 | 題簽 | 総理府 | — | — | — | 第1類1袋別録架8面 | | 原内題(巻末)は「 ^⑧ 大正…書類」後表紙の見返し右下に「 ^⑨ (大杉) |
| 178-2 | | 忠愛社外三社へ費用下付ノ件、近衛編制ニ付御沙汰書ノ件、予算案議会ニ於テ成立又ハ不成立ノ時ニ関スル閣議決定書、教育二関又ル勅語、明治廿三年議會開院式勅語案、桂内閣總理大臣へ勅語並施業救療ノ資下賜ノ御沙汰伝宣書、樞密院會議ニ班列ノ辞令二通、鹿兒島・熊本・山口ノ三位及朝鮮ノ変乱ニ戦死シタル父母祖父母ニ対シ扶助料下賜ノ義ニ付宮内大臣回答ノ書簡 | 封筒に書き込み | — | — | — | 封筒2点(内封筒は「内閣角No.2」・238×330mm) | 封筒表の右上に「秘函入」(朱) | | |
| 178-2-1 | | 忠愛社外三社へ費用下付ノ件 | — | — | — | — | 状1枚 | 3月28日付井上内閣書記官発信書簡 | | |
| 178-2-2 | | 近衛編制ニ付御沙汰書ノ件 | — | — | — | — | 封筒1点・状1枚 | 封筒表に「近衛編制ニ付御沙汰書」 | | |
| 178-2-3 | | 予算案議会ニ於テ成立又ハ不成立ノ時ニ関スル閣議決定書 | — | — | — | — | 封筒1点・状1枚 | 封筒表に「秘二月廿四日決」封筒裏に「内閣用」印 | | |
| (178-2-4) | 忠愛社外三社へ費用下付ノ件外 | 教育二関又ル勅語(欠) | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | | |
| 178-2-5 | 六件・大正十一年 | 明治廿三年議會開院式勅語案 | — | — | — | — | 内閣異紙3枚 | M23.11.08山県有朋上奏勅語案 | | |
| 178-2-6 | | 桂内閣總理大臣へ勅語 | — | — | — | — | 状1枚 | 封筒表に「内閣總理大臣侯爵桂太郎殿」封筒裏に「宮内大臣子爵渡辺千秋」・M44.02.11桂太宛渡辺書簡 | | |
| 178-2-7 | | 施業救療ノ資下賜ノ御沙汰伝宣書 | — | — | — | — | 封筒1点・状1枚 | 封筒表に「秘(朱)樞密院會議ニ班列ノ辞令」大正八年六月下條課長ヨリ | | |
| 178-2-8 | | 樞密院會議ニ班列ノ辞令二通 | — | — | — | — | 封筒1点・状2枚 | | | |

| | | | | | | | | | | |
|--------------|--|---|-----|-------|---|---|---------|--|--------------|---|
| 178-2 -9 | | | | | | | | | | 受領秘函入保存ス、M 21.05.18明治天皇御名 御璽の辞令（それぞれ 各親王・三条実美宛） |
| 178-2 -10 | 鹿見島・熊本・山口ノ三役及朝鮮ノ変乱ニ戦 死シタル父母祖父母ニ対シ扶助料下賜ノ義ニ 付宮内大臣回答ノ書簡 | | | | | | | | 封筒1点・状1 枚 | 封筒表に「内閣総理大 臣伯爵山県有朋殿秘親 展」、封筒裏に「宮内 大臣子爵土方久元」、 M23.11.18山県等宛上 方書簡 |
| 179 | 陸軍省衆規測鑑 公文年月表・明 治元～八年 | 衆規測鑑公文年月表 | *題簽 | — | — | — | 別録類1冊8函 | | | 本文は内閣譯紙、後表 紙の見返し右下に㊸ (大杉) |
| 180 | 陸軍省衆規測鑑 目録・明治元～ 八年 | 陸軍省衆規測鑑目録 | *題簽 | — | — | — | 別録類1冊8函 | | | 索引は公文雜纂、凡例 は内閣、目録は公文類 聚譯紙、後表紙の見返 し右下に㊸(大杉) |
| 181 | | 陸軍省衆規測鑑一拔萃 一 官房 | *題簽 | 出所名なし | — | — | | | | |
| 182 | | 陸軍省衆規測鑑拔萃 二 第一局・秘史局 | *題簽 | 総理府 | — | — | | | | |
| 183 | | 陸軍省衆規測鑑拔萃 三 第二局・第三局・軍 務局・砲兵局・第四局・築造局 | *題簽 | 総理府 | — | — | | | | |
| 184 | | 陸軍省衆規測鑑拔萃 四 第五局・会計局・軍 資敵物 | *題簽 | 総理府 | — | — | | | | |
| 185 | | 陸軍省衆規測鑑拔萃 五 俸給 | *題簽 | 出所名なし | — | — | | | | |
| 186 | | 陸軍省衆規測鑑拔萃 六 旅費・財助 | *題簽 | 出所名なし | — | — | | | | |
| 187 | | 陸軍省衆規測鑑拔萃 七 被服・物品 | *題簽 | 出所名なし | — | — | | | | |
| 188 | | 陸軍省衆規測鑑拔萃 八 參謀局 | *題簽 | 出所名なし | — | — | | | | |
| 189 | | 陸軍省衆規測鑑拔萃 九 近衛局 | *題簽 | 出所名なし | — | — | | | | |
| 190 | | 陸軍省衆規測鑑拔萃 十 鎮台 | *題簽 | 出所名なし | — | — | | | | |
| 191 | | 陸軍省衆規測鑑拔萃 十一 東京鎮台 | *題簽 | 出所名なし | — | — | | | | |
| 192 | | 陸軍省衆規測鑑拔萃 十二 仙台鎮台・名古屋 鎮台・大阪鎮台 | *題簽 | 出所名なし | — | — | | | | |
| 193 | | 陸軍省衆規測鑑拔萃 十三 広島鎮台・熊本鎮 台 | *題簽 | 総理府 | — | — | | | | |

| | | | | | | | | | |
|-----|--------------------------|---|-----|-------|---|---|-------------|--|-------------------------------------|
| 194 | | 陸軍省衆規淵鑑十四・十五抜萃 十四・十五 進兵司・武庫司・砲兵本職・工兵方面 | *題簽 | 出所名なし | — | — | | | |
| 195 | 陸軍省衆規淵鑑 抜萃・明治元～ 八年 | 陸軍省衆規淵鑑十六・十七抜萃 十六・十七 士官学校・戸山学校・教導団・幼年学校・兵 学寮 | *題簽 | 総理府 | — | — | 別録類26冊 8 函 | | 本文は公文類聚異紙、 後表紙の見返し右下下に ⑩ (大杉) |
| 196 | | 陸軍省衆規淵鑑十八抜萃 十八 本病院 | *題簽 | 総理府 | — | — | | | |
| 197 | | 陸軍省衆規淵鑑十九・二十抜萃 十九・二十 裁判所・軍馬局・病馬廐 | *題簽 | 総理府 | — | — | | | |
| 198 | | 陸軍省衆規淵鑑廿一・廿二・廿三抜萃 廿 一・廿二・廿三 衛戍本部・詔勅・諭旨・勅 諭・後備軍・兵制 | *題簽 | 総理府 | — | — | | | |
| 199 | | 陸軍省衆規淵鑑廿四抜萃 廿四・廿五 徵募・ 操練 | *題簽 | 総理府 | — | — | | | |
| 200 | | 陸軍省衆規淵鑑抜萃 二十六・二十七 出師・ 隊則 | *題簽 | 総理府 | — | — | | | |
| 201 | | 陸軍省衆規淵鑑抜萃 廿八 恩賞 | *題簽 | 総理府 | — | — | | | |
| 202 | | 陸軍省衆規淵鑑抜萃 廿九 刑法 | *題簽 | 総理府 | — | — | | | |
| 203 | | 陸軍省衆規淵鑑抜萃 三十・三十一 葬祭・帛 休・儀式 | *題簽 | 総理府 | — | — | | | |
| 204 | | 陸軍省衆規淵鑑抜萃 三十二・三十三・三十 四・三十五 服制・徽章・文格・申粟・履歴 附名簿・土地 | *題簽 | 出所名なし | — | — | | | |
| 205 | | 陸軍省衆規淵鑑抜萃 三十六 表簿 | *題簽 | 総理府 | — | — | | | |
| 206 | | 陸軍省衆規淵鑑抜萃 三十七 外国 | *題簽 | 総理府 | — | — | | | |
| 207 | | 元年 海軍公文類聚並拾遺抄録 全 | *題簽 | *公文類聚 | — | — | 別録類 1 冊 8 函 | | |
| 208 | 海軍公文類聚並 拾遺抄録・明治 | 二年 海軍公文類聚並拾遺抄録 全 | *題簽 | — | — | — | 別録類 1 冊 8 函 | | 本文は公文類聚異紙、 後表紙の見返し右下下に ⑩ (大杉) |
| 209 | 拾遺抄録・明治 元～三年 | 三年 海軍公文類聚並拾遺抄録 一・二 | *題簽 | *公文類聚 | — | — | | | |
| 210 | | 三年 海軍公文類聚並拾遺抄録 三・四・五 | *題簽 | — | — | — | 別録類 3 冊 8 函 | | |
| 211 | | 三年 海軍公文類聚並拾遺抄録 六・七・八 | *題簽 | — | — | — | | | |
| 212 | 海軍公文類聚抄 録・明治五～七 年 | 海軍公文類聚抄録 五年・六年 | *題簽 | — | — | — | | | 本文は公文類聚異紙、 後表紙の見返し右下下に ⑩ (大杉) |
| 213 | | 海軍公文類聚抄録 七年 | *題簽 | — | — | — | 別録類 2 冊 8 函 | | |

| | | | | | | | | |
|-----|----------------------------|---|-----|-------------|---|---|---------------|---|
| 214 | 海軍省公文類纂 索引・明治元～ 六年 | 海軍省公文類纂索引 自元年至六年 | *題簽 | — | — | — | 別録類1冊8函 | 後表紙の見返し右下に ㊹ (大杉) |
| 215 | 肥前国浦上村那 蘇宗徒処置・明 治二十年 | 肥前国浦上村那蘇宗徒処置一件 | *題簽 | — | — | — | 公文別録類1冊8 函 | 表紙に「此書ハ明治廿 年十一月中岩倉家書類 借入ノ祭本局公文録ト 異同不足ヲ抜シ謄写セ シムルモノナリ」(付 箋)、本文は公文類聚 写紙、後表紙の見返し 右下に㊹ (大杉) |
| 216 | 行政整理関係書 類・大正十三～ 十五年 | 公文別録 大正十三年 行政整理関係書類 公文別録 大正十三年 行政財政整理ニ関スル 件 | 題簽 | 内閣記録課 | — | — | 別録類1冊8函 | 後表紙の見返し右下に ㊹ (大杉) |
| 217 | 行政並軍備整理 関係書類・昭和 六年 | 公文別録 昭和六年 行政並軍備整理関係書類 | 題簽 | 内閣官房記 録課 | — | — | — | 後表紙の見返し右下に ㊹ (大杉) |
| 218 | | 公文別録 親任官任免 自明治二十二年至明治 三十一年 卷一 | 題簽 | 内閣官房記 録課 | — | — | — | 後表紙の見返し右下に ㊹ (大杉) |
| 219 | | 公文別録 親任官任免 自明治三十二年至明治 四十二年 卷二 | 題簽 | 内閣官房記 録課 | — | — | — | 後表紙の見返し右下に ㊹ (大杉) |
| 220 | | 公文別録 親任官任免 自明治四十三年至大正 六年 卷三 | 題簽 | 内閣官房記 録課 | — | — | — | 後表紙の見返し右下に ㊹ (大杉) |
| 221 | | 公文別録 親任官任免 自大正七年至大正十二 年 卷四 | 題簽 | 内閣官房記 録課 | — | — | — | 後表紙の見返し右下に ㊹ (大杉) |
| 222 | | 公文別録 親任官任免 自大正十三年至昭和四 年 卷五 | 題簽 | 内閣官房記 録課 | — | — | — | 後表紙の見返し右下に ㊹ (大杉) |
| 223 | | 公文別録 親任官任免 自昭和五年至昭和八年 卷六 | 題簽 | 内閣官房記 録課 | — | — | — | 後表紙の見返し右下に ㊹ (大杉) |
| 224 | 親任官任免・明 治二十二～昭和 二十二年 | 公文別録 親任官任免 自昭和九年至昭和十二 年 卷七 | 題簽 | 内閣官房記 録課 | — | — | — | 後表紙の見返し右下に ㊹ (大杉) |
| 225 | | 公文別録 親任官任免 自昭和十三年至昭和十 五年 卷八 | 題簽 | 内閣官房記 録課 | — | — | — | 後表紙の見返し右下に ㊹ (大杉) |
| 226 | | 公文別録 親任官任免 自昭和十六年至昭和十 八年 卷九 | 題簽 | 内閣 | — | — | — | 後表紙の見返し右下に ㊹ (大杉) |
| 227 | | | 題簽 | 内閣 | — | — | — | 後表紙の見返し右下に ㊹ (大杉) |

| | | | | | | | | | | | |
|-----|---------------|--|-------------|---------|---|---|--------|---|--|------------------------------|---|
| 228 | | 公文別録 親任官任免 昭和十九年起 十 | * 題簽 | 出所名なし | — | — | | | | 茶表紙・四つ目綴じ・A4判 | 後表紙の見返し右下に㊹ (大杉) |
| 229 | | 公文別録 親任官任免 昭和二十年 卷十一 | * 題簽 | 出所名なし | — | — | | | | | |
| 230 | | 公文別録 親任官任免 自昭和二十一年至昭和二十二年 卷十二 止 | * 題簽 | 出所名なし | — | — | | | | | |
| 231 | | 公文別録 内閣 一 自大正十二年至昭和十二年 | 題簽 | 総理府 | — | — | | | | 茶表紙・四つ目綴じ・195×281mm | 後表紙の見返し右下に㊹ (大杉) |
| 232 | | 公文別録 内閣 一ノ二 自昭和十年至昭和十二年 | 表紙に直書 題簽 | 大日本帝国政府 | — | — | | | | 茶表紙・五つ目綴じ・203×281mm (原本は仮綴) | 複写本 (原本は国際検察局IPSCに接受・未返還、もともとは231の一部)、目次欄外に「Exd3506-B3」 |
| 233 | | 公文別録 内閣 二 自昭和十二年至昭和十四年 | 題簽 | 大日本帝国政府 | — | — | | | | 茶表紙・五つ目綴じ・A4判 (原本は仮綴・B5判) | 複写本 (原本はIPSCに接受・未返還)、現在二冊に分割・装訂 (丸帙入り)、目次欄外に「3511」 |
| 234 | 内閣・大正十二～昭和十九年 | 昭和十六年 公文別録 内閣 三 | 題簽 | 内閣官房記録課 | — | — | 内閣記録之印 | — | | 表紙右上に付箋 (赤)、後表紙の見返し右下に㊹ (大杉) | |
| 235 | | 公文別録 内閣 四 | 題簽 | 出所名なし | — | — | | | | 茶表紙・五つ目綴じ・A4判 (原本は仮綴・B5判) | 複写本 (原本はIPSCに接受・未返還)、目次欄外に「3511-F1」、後表紙の見返し右下に㊹ (大杉) |
| 236 | | 公文別録 自昭和十七年至昭和十九年 内閣 五 | * 題簽 | 総理府 | — | — | | | | | 後表紙の見返し右下に㊹ (大杉) |
| 237 | | 昭和十八年 公文別録 内閣 六 現情勢下ニ於ケル国政運営要綱 右要綱ニ基ク措置案 | 題簽 | 内閣官房記録課 | — | — | 内閣記録之印 | | | | 後表紙の見返し右下に㊹ (大杉) |
| 238 | | 昭和十三年 公文別録 内閣 七 第三委員会審議経過報告 | 題簽 | 内閣 | — | — | 内閣記録之印 | | | | 後表紙の見返し右下に㊹ (西川) |
| 239 | 内務省・大正十四～昭和三年 | 公文別録 内務省 | 題簽 | 総理府 | — | — | | | | | 後表紙の見返し右下に㊹ (大杉) |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--------------------------------------|--|-------|---------|----|----|----|----|-----------------|--|--|----|----|----|----|----|
| 240 | 大蔵省・陸軍省・海軍省・司法省・大東亜省・大正十二～昭和十九年 | 公文別録 大蔵省・陸軍省・海軍省・司法省・滿亡省・逓信省・大東亜省 | 題簽 | 総理府 | — | — | — | — | — | 後表紙の見返し右下に㊹(大杉) | | | | | | |
| 241 | 大蔵省・陸軍省・海軍省・商工省・逓信省・大東亜省・内務省・昭和六～十八年 | 公文別録 大蔵省・陸軍省・海軍省・商工省・逓信省・大東亜省・内務省 | *題簽 | 総理府 | — | — | — | — | — | 後表紙の見返し右下に㊹(大杉) | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | |
| | | | | | | | | | | | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | |
| (242) | | 欠本 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | | | | | | |
| (243) | | 欠本 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | | | | | | |
| 244 | 内閣(企画院上申書類)・昭和十五～十八年 | 昭和十五年 公文別録 内閣 企画院二開スル件三 | 題簽 | 総理府 | — | — | — | — | — | — | 複写本(原本はIPSCに接受・未返還)、原表紙右上に「極秘」印・[Doc No.3510-A]、現在二冊に分割・裝訂(丸映入り)、後表紙の見返し右下に㊹(大杉) | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 |
| | | | | | | | | | | | | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 |
| 245 | | 昭和十六年 公文別録 内閣 企画院二開スル件(四) | 表紙に直書 | 総理府 | — | — | — | — | — | 複写本(原本はIPSCに接受・未返還)、原表紙右上に「極秘」印、現在二冊に分割・裝訂(丸映入り)、後表紙の見返し右下に㊹(大杉) | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | |
| | | | | | | | | | | | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | |
| (246) | | 欠本 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | IPSCに接受・未返還 | | | | | | |
| 247 | | 昭和十八年 公文別録 内閣 企画院上申綴 | 題簽 | 総理府 | — | — | — | — | 後表紙の見返し右下に㊹(大杉) | | | | | | | |
| 248 | | 公文別録 総動員計画関係書類 自昭和四年至昭和六年一 | 題簽 | 内閣官房記録課 | — | — | — | — | — | 後表紙の見返し右下に㊹(坂田) | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | |
| (249) | | 総動員計画関係書類・昭和四～二十年 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | | | | | | |
| 250 | | 公文別録 総動員計画関係書類 昭和八年昭和十一年三 附国家総動員会議関係書類 | 題簽 | 内閣官房記録課 | — | — | — | — | — | 複写本(原本はIPSCに接受・未返還)、現在二冊に分割・裝訂(丸映入り)、後表紙の見返し右下に㊹(大杉) | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | |

| | | | | | | | | |
|-----|-------------------------------------|--------------------|-------------|----|--------|--|--|--|
| 251 | 公文別録 物資動員計画等関係書類 自昭和十二年 至昭和十四年 一 | 題簽 | 内閣官房記 録課 | — | 内閣記録之印 | — | 茶表紙・五つ目綴じ・A4判(原本は四つ目綴じ・B5判) | 複写本(原本はPSCに 接受・未返還)、現在 二冊に分割・裝訂(丸 帳入り)、後表紙の見 返し右下に㊟(大杉) |
| | | 欠本 | 不明 | 不明 | 不明 | | | 不明 |
| 253 | 公文別録 昭和十五年 物資動員計画等関係書類 三 | 題簽 | 内閣官房記 録課 | — | 内閣記録之印 | — | 複写本(原本はPSCに 接受・未返還)、現在 二冊に分割・裝訂(丸 帳入り)、原表紙右上 に付箋(色不明)・後 表紙の見返し右下に㊟ (大杉) | |
| 254 | 公文別録 物資動員計画等関係書類 四 | 題簽 | 内閣官房記 録課 | — | 内閣記録之印 | | | 複写本(原本はPSCに 接受・未返還)、現在 二冊に分割・裝訂(丸 帳入り)、原表紙の見 返しに「PSS Doc 3511 -5」、後表紙の見返し 右下に㊟(大杉) |
| 255 | 公文別録 物資動員計画等関係書類 五 | 題簽 | 内閣官房記 録課 | — | 内閣記録之印 | — | 複写本(原本はPSCに 接受・未返還)、現在 二冊に分割・裝訂(丸 帳入り)、原表紙右上 に付箋(色不明)・「3511 -H」、後表紙の見返し 右下に㊟(大杉) | |
| 256 | 物資動員計画等 関係書類・昭和 四～二十年 | 公文別録 物資動員計画等関係書類 六 | 題簽 | — | 内閣記録之印 | | | 複写本(原本はPSCに 接受・未返還)、現在 二冊に分割・裝訂(丸 帳入り)、原表紙右上 に付箋(色不明)・「3511 -H」、後表紙の見返し 右下に㊟(大杉) |
| 257 | 公文別録 物資動員計画等関係書類 七 | 題簽 | 内閣官房記 録課 | — | 内閣記録之印 | 複写本(原本はPSCに 接受・未返還)、現在 二冊に分割・裝訂(丸 帳入り)、原表紙右上 に付箋(色不明)・「3511 -I」、後表紙の見返し 右下に㊟(大杉) | | |

| | | | | | | | | |
|-------|---------------------------------|----|---------|----|--------|--|-------------------|----------------------------|
| 258 | 公文別録 物資動員計画等関係書類 八 | 題簽 | 内閣官房記録課 | — | 内閣記録之印 | | | 表紙右上に付箋(赤)、後表紙の見返し右下に㊶(大杉) |
| 259 | 公文別録 物資動員計画等関係書類 九 | 題簽 | 内閣官房記録課 | — | 内閣記録之印 | | | 表紙右上に付箋(赤)、後表紙の見返し右下に㊶(大杉) |
| (260) | 欠本 | 不明 | 不明 | 不明 | 不明 | | | IPSに接受・未返還 |
| 261 | 公文別録 物資動員計画等関係書類 十一 | 題簽 | 内閣官房記録課 | — | 内閣記録之印 | | | 表紙右上に付箋(赤)、後表紙の見返し右下に㊶(大杉) |
| 262 | 昭和十九年 公文別録 物資動員計画等関係書類 十二 | 題簽 | 総理府 | — | — | | | |
| 263 | 昭和十九年 公文別録 物資動員計画等関係書類 十三 | 題簽 | 総理府 | — | — | | | |
| 264 | 昭和二十年 公文別録 物資動員計画等関係書類 十四 | 題簽 | 総理府 | — | — | | | |
| 265 | 昭和十八年 公文別録 国家総動員計画及物資動員計画関係書類 一 | 題簽 | 総理府 | — | — | | | |
| 266 | 昭和十八年 公文別録 国家総動員計画及物資動員計画関係書類 二 | 題簽 | 総理府 | — | — | | 茶表紙・四つ目綴じ・横綴じ・A3判 | |
| 267 | 昭和十九年 公文別録 国家総動員計画及物資動員計画関係書類 三 | 題簽 | 総理府 | — | — | | | 後表紙の見返し右下に㊶(大杉) |

補注：1) 「公文別録」各簿冊の配架番号(簿冊表紙右下のラベルから)の「2A-1-別〇〇〇」の「別」以下の数字を採った。

- 2) 簿冊表題は外題を採り、題簽と副題簽が並存する場合は題簽→副題簽の順に記するのを原則とした。また複写本として現存する簿冊の中には、その扉が原本の表紙に該当するものがあるが、その場合の簿冊表題や記入方法は原本のものを採った。そのため、現在国立公文書館の「公文別録」目録や同館のデジタルアーカイブなどにおける簿冊表題とはやや異なる場合がある。
- 3) 題簽には二重の枠のあるものとなないものの二種類があり、後者の場合は「*」を付した。
- 4) 目次のない簿冊は扉の料紙を採り、その場合は「*」を付した。
- 5) この欄が空欄である場合、その簿冊の形態は「茶表紙(模様なし)・四つ目綴じ(明朝綴じ)・B5判(180-190×260-270mm)・角裂なし」である。

表2：現存しない「公文別録」簿冊の各時代別変遷

| 番号 | 簿冊表題 | 公文別録索引 (M18?) | 別録 | | 第一公文別録 (S18?) | 公文別録索引 (S20?) |
|----|-------------------------------|------------------|--------------|----------------|------------------|------------------|
| | | | 目録A (T6?) | 目録B・C・D (T10?) | | |
| 1 | 公文別録 大藏卿建議並機密事件 | — | ○ (1類 2袋 2函) | — | — | |
| 2 | 公文別録 各国公信 附新聞抄訳 自明治2年至同4年 | — | — | ○ (1類 1冊 4函) | — | |
| 3 | 公文別録 各国機密公信 自明治11年至同18年 | ○ (3冊) | ○ (1類 4冊 3函) | ○ (1類 4冊 4函) | ○ (1類 4冊 4函) | |
| 4 | 公文別録 各国機密公信 自明治19年至同32年 | ○ (3冊) | ○ (1類20冊 4函) | — | — | |
| 5 | 公文別録 各国機密公信 自明治19年至同28年 | — | — | ○ (1類 5冊 4函) | ○ (1類 5冊 4函) | |
| 6 | 公文別録 各国機密公信 明治29年 | — | — | ○ (1類 4冊 4函) | ○ (1類 4冊 4函) | |
| 7 | 公文別録 各国機密公信 明治30年 | — | — | ○ (1類 3冊 4函) | ○ (1類 3冊 4函) | |
| 8 | 公文別録 各国機密公信 明治31年 | — | — | ○ (1類 3冊 4函) | ○ (1類 3冊 4函) | |
| 9 | 公文別録 各国機密公信 明治32年 | — | — | ○ (1類 6冊 5函) | ○ (1類 6冊 5函) | |
| 10 | 公文別録 各国機密公信 自明治33年至同35年 | — | ○ (1類 7冊 5函) | — | — | |
| 11 | 公文別録 各国機密公信 明治33年 | — | — | ○ (1類 3冊 5函) | ○ (1類 3冊 5函) | |
| 12 | 公文別録 各国機密公信 明治34年 | — | — | ○ (1類 2冊 5函) | ○ (1類 2冊 5函) | |
| 13 | 公文別録 各国機密公信 明治35年 | — | — | ○ (1類 2冊 5函) | ○ (1類 2冊 5函) | |
| 14 | 公文別録 海軍大臣報告 自明治29年至同42年 | — | ○ (1類 9冊 5函) | — | — | |
| 15 | 公文別録 海軍大臣報告 自明治29年至大正8年 | — | — | ○ (1類 14冊 5函) | ○ (1類 14冊 5函) | |
| 16 | 公文別録 海軍大臣報告 大正9年 | — | — | ○ (1類 1冊 6函) | ○ (1類 1冊 6函) | |
| 17 | 臨時軍事調査委員月報 第11～16号 | — | ○ (1類 6冊 5函) | — | — | |
| 18 | 臨時軍事調査委員月報 第17号 | — | ○ (1類 1冊 5函) | — | — | |
| 19 | 臨時軍事調査委員月報 第19号 | — | ○ (1類 1冊 5函) | — | — | |
| 20 | 明治卅七八年戦役滿州軍政史 1・3・5・7・8・9・10巻 | — | ○ (1類 7冊 5函) | — | — | |
| 21 | 独国工業動員ニ関スル普国陸軍省原料課長ノ口演要旨 | — | ○ (1類 1冊 5函) | — | — | |
| 22 | 暹羅国外交行政沿革及顧問制度 | — | ○ (1類 1冊 5函) | — | — | |
| 23 | 支那ニ於ケル外国人經營ニ係ル公益的施設ニ関スル調査報告 | — | ○ (1類 1冊 5函) | — | — | |
| 24 | 支那ニ於ケル各国外交關係參考資料 | — | ○ (1類 1冊 5函) | — | — | |
| 25 | 日独戦役講和準備委員会決議及説明 | — | ○ (1類 1冊 6函) | — | — | |

| | | | | | | | | |
|----|-----------------------------------|-----------------|-----------------|--|-----------------|--|---|--|
| 26 | 同会議録 | | | | | | | |
| 27 | 日独戦役講和準備調査意見書 | ○ (1 類 1 冊 6 函) | | | | | | |
| 28 | 日独戦役講和準備調査附屬参考資料 | ○ (1 類 1 冊 6 函) | | | | | | |
| 29 | 同附屬参考調査書 | ○ (1 類 2 冊 6 函) | | | | | | |
| 30 | 明治三十七八年戦役滿州軍政史第 2 卷上下・第 4 卷・第 6 卷 | ○ (1 類 4 冊 6 函) | | | | | | |
| 31 | 臨時軍事調査委員月報 | ○ | | | | | | |
| 32 | 公文別録 内閣 2 自大正 3 年至同 10 年 | | ○ (1 類 1 冊 7 函) | | ○ (1 類 1 冊 7 函) | | | |
| 33 | 公文別録 外務省 1～6 自明治 19 年至大正 9 年 | | ○ (1 類 6 冊 7 函) | | ○ (1 類 6 冊 7 函) | | | |
| 34 | 公文別録 国防方針補修書他一件 大正 7 年 | | ○ (1 類 1 袋 8 函) | | ○ (1 類 1 袋 8 函) | | | |
| 35 | 公文別録 外交等二閱スル書類 自明治 27 年至大正 11 年 | | | | ○ (1 類 1 冊 8 函) | | | |
| 36 | 公文別録 海軍大臣報告 自大正 10 年至昭和 4 年 | | | | ○ (1 類 3 冊 8 函) | | | |
| 37 | 公文別録 勅語壽詞起草委員會議事録 昭和 3 年 | | | | ○ (1 類 2 冊 8 函) | | | |
| 38 | 行政財政整理二閱スル件 昭和 6 年 | | | | | | ○ | |
| 39 | 枢密院上奏撤回書類 1～13・別 | | | | | | ○ | |
| 40 | 特別叙勲訓令綴 | | | | | | ○ | |

補注：1) 各索引・目録の出典は、『公文別録索引 自明治十五年至同十六八年』(国立公文書館所蔵、総/1202)、『別録』(同上、総/903)、『第一 公文別録』(同上、総/925)、『明治十九年起 公文別録索引』(同上、総/1203)。なお『別録』には四つの目録が収録されており、収録順に沿って目録 A・B・C・D とした。

- 2) 各索引・目録欄の () は推定作成年代である。
- 3) 「―」はその索引・目録には記載されていないこと、斜線はその索引・目録の収録年代外であることを意味する。

表3：『自明治十九年至大正元年 公文別録 陸軍省』（別ノ170）所収文書の処理過程

| 文書番号 | 件名 | 陸軍省 | | | 内閣書記官室（〔件名録〕） | | | | 記録課（〔件名簿〕） | | 備考 | |
|------|--|-------------|----------|----|---------------|-------------|-------------|-----------------|------------|------|----|-----------------------------|
| | | 上申日 | 番号 | 秘印 | 番号 | 受領日 | 決裁日 | 記録 | 受領日 | 編入書名 | | |
| 1 | 陸軍用新式銃并彈藥製造費繰上交付ノ件 | — | — | — | 陸甲 8 | — | M19. 01. 23 | ㊦入 (付箋・朱) | — | — | — | 閣議書欄外右上に 「秘」(朱) |
| 2 | 陸兵器売却代ヲ以テ連発銃製造費ニ充用ノ件 | M21. 03. 30 | 送甲第536号 | — | 陸甲30 | M21. 03. 30 | M21. 06. 07 | 当分㊦入 (付箋・朱) | — | — | — | |
| 3 | 広島ヨリ赤間関ニ達スル鉄道線路擁護ノ件 | M26. 09. 22 | 密巻第53号 | — | 陸甲42 | M23. 09. 22 | M23. 09. 29 | 当分秘入 (付箋・朱) | — | — | — | |
| 4 | 船加購入ニ関スル件 | M27. 06. 24 | 送甲第743号 | — | 陸甲41 | M27. 06. 24 | M27. 06. 26 | 秘入(付箋) | — | — | — | 閣議書欄外右上に 「秘」 |
| 5 | 韓鐵鑄造ヲ朝鮮政府ニ勸告スルノ件 | M27. 09. 10 | 送甲第1198号 | — | 陸甲80 | M27. 09. 10 | M27. 09. 11 | 秘函入 (付箋・朱) | — | — | — | |
| 6 | 在旅順山県陸軍大将電報ノ件 | M28. 05. 02 | — | — | 陸乙 5 | M28. 05. 02 | M28. 05. 03 | — | — | — | — | 閣議書欄外右上に 「極秘」(朱) |
| 7 | 移住清國人劉雨田外七名へ特別賜金ノ件 | M29. 02. 26 | 送甲第344号 | — | 陸甲 9 | M29. 02. 26 | M29. 03. 03 | — | — | — | — | |
| 8 | 都督部ノ位置及管轄区域 | M29. 08. 11 | 送乙第3106号 | — | — | — | M29. 08. 13 | — | — | — | — | 内閣書記官供覽書 欄外右上に「秘」 (朱) |
| 9 | 清國人催宝元へ特別賜金ノ件 | M30. 12. 27 | 送甲第3525号 | — | 陸甲127 | M30. 12. 27 | M31. 01. 07 | ㊦入 (付箋・朱) | — | — | — | |
| 10 | 元清國人沈伝へ特別賜金ノ件 | M31. 06. 17 | 送甲第1521号 | — | 陸甲38 | M31. 06. 17 | M31. 06. 23 | 当分秘入 (付箋) | — | — | — | |
| 11 | 三十一年度施行額ノ前年度予算ニ対シ減少セ シ差額内使用ノ件 | M31. 09. 29 | 送甲第2154号 | — | 陸甲59 | M31. 09. 29 | M31. 10. 04 | ㊦(志村) 秘入(付箋) | — | — | — | |
| 12 | 臨時軍事費機密費前年度予算ニ対シ本年度要 求額ノ減少セシ差額内使用ノ件 | M31. 10. 12 | 密巻第134号 | 秘 | 陸甲64 | M31. 10. 12 | M31. 10. 12 | 秘入(付箋) | — | — | — | 閣議書欄外右上に 「秘」(朱) |
| 13 | 臨時軍事費前年度予算ニ対シ本年度要求額 ノ減少セシ差額内使用ノ件 | M32. 03. 28 | 密巻第56号 | — | 陸甲34 | M32. 03. 28 | M32. 05. 23 | 秘入(付箋) | — | — | — | |
| 14 | 臨時軍事費三十一年度施行額ノ前年度予算ニ 対シ減少セシ差額内使用ノ件 | M32. 03. 28 | 密巻第66号 | 極秘 | 陸甲41 | M32. 03. 28 | M32. 06. 12 | 秘入(付箋) | — | — | — | |

| | | | | | | | | | | | |
|------|---|-----------|----------|---|------|-----------|-----------|----------------|---|--------------|--------------------------------------|
| 15 | 臨時軍費三十一年度施行額ノ前年度予算ニ対シ減少セシ差額内使用ノ件 | M32.03.28 | 密発第78号 | 秘 | 陸甲43 | M32.03.28 | M32.06.27 | 秘入(付箋) | — | — | |
| 16 | 清国人馬玉へ特別賜金ノ件 | M32.03.28 | 送甲第560号 | — | 陸甲17 | M32.03.28 | M32.03.31 | 秘入(付箋) | — | — | |
| 17 | 清国金州人王日成賞与ノ件 | M32.07.31 | 送甲第1342号 | — | 陸甲47 | M32.07.31 | M32.08.05 | 秘入 (付箋・朱) | — | — | |
| 18 | 韓国咸鏡道地方測量費ニ関スル件 | M32.11.07 | 密発第159号 | 秘 | 陸甲81 | M32.11.07 | M32.11.14 | 秘入(付箋) | — | — | |
| 19 | 陸軍大臣報告臨時派遣隊司令官へ命令ノ件 | M33.06.18 | 臨密発第33号 | — | 陸乙5 | M33.06.18 | M33.06.18 | 秘入(付箋) | — | — | |
| 20 | 上海ノ駐屯兵交代ノ件 | M34.08.29 | 密発第117号 | — | 陸甲39 | M34.08.29 | M34.09.05 | 秘入(付箋) | — | — | |
| 21 | 清国塘沽ニ於テ地所買取ニ関スル件 | M36.07.14 | 臨密発第23号 | 秘 | 陸甲25 | M36.07.14 | M36.07.15 | 秘入 (付箋・朱) | — | 秘入 (付箋・朱) | 閣議書欄外右上に「極秘」 |
| 22 | 鉄道国有決定ノ上ハ某区域ヲ画シ陸軍演習訓練ノ為経営スルノ件 | M38.12.27 | 密発第111号 | — | 陸甲64 | M38.12.27 | M38.12.29 | — | — | — | 閣議書欄外右上に「秘」、 「件名録」欄外右上に「秘」 (朱) |
| 23 | 韓国暴徒首領者処刑ニ関スル件 | M39.07.13 | 密発第135号 | — | 陸甲47 | M39.07.13 | M39.07.14 | 秘入 (付箋) | — | — | |
| 24 | 沙河子ヨリ公都亭停車場南方信号柱ニ至ル鉄道線路地区授受結了ニ関スル公文書並鉄道線路引渡手續ニ関スル協約覚書ノ件 | M39.07.26 | 満密発第239号 | — | 陸乙16 | M39.07.27 | M39.07.27 | 秘入 (付箋・朱) | — | — | |
| 25-1 | 韓国ニ於ケル憲兵増加ニ関スル経費ノ件 | M40.09.27 | 送甲第1808号 | — | 陸甲49 | M40.09.27 | M40.09.30 | 当分秘入 (付箋・朱) | — | — | |
| 25-2 | 間島統監府派出所開設ニ関シ韓国駐劄軍司令官ノ訓令報告ノ件 | M40.08.24 | 密発第146号 | 秘 | — | — | — | — | — | — | |
| 25-3 | 同上訓令変更報告ノ件 | M40.09.06 | 密発第153号 | 秘 | — | — | — | — | — | — | |
| 25-4 | 独逸将校隊附ニ関スル件 | M40.03.05 | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| 26 | 韓国憲兵増派ニ関スル件 | M40.12.20 | 陸密第56号 | — | 陸甲67 | M40.12.24 | M41.01.10 | 秘入 (付箋) | — | — | |
| 27 | 旅順開城ノ際帝國陸軍ノ押収シタル露國郵便切手類ノ処分ニ関スル件 | M43.02.07 | 陸密第20号 | 秘 | 陸甲4 | M43.02.07 | M43.03.02 | 当分秘入 (付箋・朱) | — | — | |

| | | | | | | | | | | | |
|----|-------------------------------|----------|----------|----|-------|----------|----------|--------|----------|---|-----------|
| 44 | 伊国航空界援助ニ関スル件 | T6.12.25 | 欧発第1184号 | 秘 | 陸甲127 | T6.12.25 | — | ㊟ (小杉) | T7.10.28 | 別 | |
| 45 | 支那及外国電信会社ニ対シ帝國ノ希望スル利権通信網ニ関スル件 | T7.02.18 | 陸密第35号 | 極秘 | 陸乙10 | T7.02.20 | T7.02.20 | ㊟ (小杉) | T7.10.28 | 別 | 目次文書番号は47 |
| 46 | 戦役間臨時公使館附武官ヲ置クノ件 | T7.02.12 | 陸密第28号 | 秘 | 陸乙6 | T7.02.13 | T7.02.13 | ㊟ (小杉) | T7.10.28 | 別 | |
| 47 | 支那中央政府ヨリ要求兵器引続キ承諾ノ件 | T7.01.29 | — | — | 陸甲5 | T7.02.15 | T7.02.16 | ㊟ (小杉) | T7.02.16 | 別 | 目次文書番号は45 |
| 48 | 山東民政ニ関シ覚書ノ件 | T7.02.21 | 欧発第136号 | 秘 | 陸乙11 | T7.02.22 | T7.02.22 | ㊟ (小杉) | T7.10.28 | 別 | |
| | | T7.05.15 | 欧発第492号 | 秘 | 陸乙33 | T7.05.16 | T7.05.17 | ㊟ (小杉) | T7.10.28 | 別 | |
| 49 | 軍備充實ニ伴フ建築工事ニ従事スル要員臨時増置ノ件 | T7.05.15 | 陸密第137号 | 秘 | 陸乙32 | T7.05.16 | T7.05.16 | ㊟ (小杉) | T7.10.28 | 別 | |
| 50 | 日支陸軍共同防敵軍事協定調印○日支海軍軍事協約調印ノ件 | T7.05.18 | 陸密第143号 | 秘 | 陸乙35 | T7.05.18 | T7.05.20 | ㊟ (小杉) | T7.10.28 | 別 | |
| 51 | 外国ヘノ兵器充達方ニ関スル件 | T7.06.20 | 陸密第190号 | 秘 | 陸乙45 | T7.06.20 | T7.06.21 | ㊟ (小杉) | T7.10.28 | 別 | |
| 52 | 「チエツク、スロワツク」軍司令官ヨリ援助請願ノ件 | T7.09.03 | 西密第301号 | 秘 | 陸乙68 | T7.09.03 | — | ㊟ (小杉) | T7.10.28 | 別 | |
| 53 | 日支陸軍共同防敵軍事協定実施ニ要スル詳細ノ協定ニ関スル件 | T7.10.12 | 西密第502号 | 秘 | 陸乙88 | T7.10.12 | T7.10.14 | ㊟ (小杉) | T7.10.28 | 別 | |
| 54 | 田中、永井両大佐ヘ訓令ノ件 | T6.11.26 | 陸密第275号 | 秘 | 陸甲116 | T6.11.26 | — | ㊟ (小杉) | T7.10.28 | 別 | |

補注：『公文別録』所収文書に記載されている上申・処理日付と、『作名録』の日付が相違する場合は、前者の方を採った。

表4-1：『公文類聚 第四十二編 大正七年 卷四』（官職門三・官制三・大藏省・陸軍省・海軍省、類/1271）所収陸軍関連文書の処理過程

| 文書番号 | 件名 | 陸軍省 | | | 内閣書記官室（1件名録1） | | | | 記録課（1件名簿1） | | 備考 |
|------|--|----------|------------------|----|--------------------|----------|----------|-------|------------|-------|----|
| | | 上申日 | 番号 | 秘印 | 番号 | 受領日 | 法裁日 | 記録 | 受領日 | 編入書名 | |
| 12 | 元帥府条例中ヲ改正シ○元帥佩刀ノ制式ヲ定ム | T7.08.08 | 陸普第2696号 | — | 陸甲24 | T7.08.14 | T7.08.28 | ㊦（西内） | T7.09.04 | 官職・雑典 | |
| 13 | 陸軍省官制中ヲ改正ス | T7.05.06 | 陸普第1484号 | — | 陸甲18 | T7.05.07 | T7.06.05 | ㊦（西内） | — | 官職 | |
| 14 | 恩給事務ニ従事セシムル為陸軍省ニ臨時職員ヲ増置ス | T7.04.23 | 陸普第1305号 | — | 陸甲16 | T7.04.24 | T7.05.18 | ㊦（西内） | T7.05.22 | 官職 | |
| 15 | 明治四十五年勅令第十五号臨時軍用気球研究会ノ事務ニ従事セシムル為陸軍省ニ臨時職員増員ノ件ヲ改正ス | T7.04.12 | 陸普第1148号 | — | 陸甲13 | T7.04.13 | T7.06.22 | ㊦（西内） | T7.06.25 | 官職 | |
| 16 | 砲兵工廠条例中ヲ改正ス | T6.12.25 | 陸普第1391号 | — | 陸甲126 | T6.12.25 | T7.01.23 | ㊦（西内） | T7.10.28 | 別 | |
| 17 | 陸軍兵器廠条例中ヲ改正シ○陸軍兵器部令ヲ定ム | T7.05.16 | 陸密第141号 | — | 陸甲20 | T7.05.16 | T7.05.30 | — | T7.06.11 | 官職 | |
| 18 | 子住製絨所官制中ヲ改正ス | T7.04.25 | 陸普第1355号 | — | 陸甲17 | T7.04.26 | T7.05.30 | — | T7.06.11 | 官職 | |
| 19 | 今回ノ戦役間瑞典ニ公使館附武官ヲ駐在セシム | T6.12.24 | 陸密第300号 | — | 陸甲2 | T7.01.15 | T7.02.02 | ㊦（西内） | T7.02.23 | 官職 | |
| — | 戦時作戦上ノ要務ヲ帯ヒ支那及西比利亞地方ヘ急派ヲ要スルモノハ今回ノ戦役間奏任官以下ニ限り陸軍大臣ニ於テ決行ス | T7.08.28 | 進第196号 (内閣野紙) | — | (内閣書記官室 陸第347号) | — | T7.08.29 | — | — | — | |

表4-2：『公文類聚 第四十二編 大正七年 卷二十一』（財政門八・貨幣・雜載、軍事門一・陸軍一、類/1292）所収陸軍関連文書の処理過程

| 文書番号 | 件名 | 陸軍省 | | | 内閣書記官室（1件名録） | | | 記録課（1件名簿） | | | 備考 |
|------|--|----------|----------|----|--------------|----------|----------|-----------|----------|------|----|
| | | 上申日 | 番号 | 秘印 | 番号 | 受領日 | 法裁日 | 記録 | 受領日 | 編入書名 | |
| 11 | 陸軍軍人服役令中ヲ改正ス | T7.02.20 | 陸普第484号 | — | 陸甲6 | T7.02.21 | T7.03.26 | ㊥（西内） | T7.04.06 | 軍事 | |
| 12 | 朝鮮、台湾、樺太、関東州又ハ滿洲ニ在ル陸軍軍人ノ服役事務ニ関スル件ヲ定ム | T7.03.30 | 陸普第973号 | — | 陸甲10 | T7.03.30 | T7.04.17 | ㊥（西内） | T7.04.18 | 軍事 | |
| 13 | 徴兵事務条例中ヲ改正ス | T6.12.10 | 陸普第4191号 | — | 陸甲122 | T6.12.10 | T7.01.09 | ㊥（西内） | T7.01.11 | 軍事 | |
| 14 | 徴兵令中ヲ改正ス | T6.11.10 | 陸普第3840号 | — | 陸甲114 | T6.11.15 | T7.03.30 | ㊥（西内） | T7.05.01 | 軍事 | |
| 15 | 明治三十九年勅令第三百十八号朝鮮、台湾、樺太等ニ在ル者ノ徴兵身体検査ニ関スル件中ヲ改正ス | T7.04.02 | 陸普第1017号 | — | 陸甲11 | T7.04.-- | T7.04.17 | ㊥（西内） | T7.04.18 | 軍事 | |

表4-3：『公文類聚 第四十二編 大正七年 卷二十二』（軍事門二・陸軍二・海軍、学事門・学制、類/1293）所収陸軍関連文書の処理過程

| 文書番号 | 件名 | 陸軍省 | | | 内閣書記官室（1件名録） | | | 記録課（1件名簿） | | | 備考 |
|------|------------------------|----------|----------|----|--------------|-----------------|----------|-----------|----------|------|----|
| | | 上申日 | 番号 | 秘印 | 番号 | 受領日 | 法裁日 | 記録 | 受領日 | 編入書名 | |
| 1 | 軍用自動車補助法ヲ定ム | T7.01.19 | 陸密第9号 | 秘 | 陸甲3 | T7.01.19 | T7.03.23 | ㊥（西内） | T7.05.01 | 軍事 | |
| 2 | 軍用自動車補助法施行期日ノ件ヲ定ム | T7.04.18 | 陸普第1242号 | — | 陸甲14 | T7.04.16 (マ) | T7.04.23 | ㊥（西内） | T7.04.29 | 軍事 | |
| 3 | 軍需工業動員法ヲ定ム | T7.02.19 | 陸密第39号 | 秘 | 陸甲7 | T7.02.20 | T7.04.16 | ㊥（西内） | T7.04.18 | 軍事 | |
| 7 | 軍事行動地域ニ於ケル鹵獲品、押収品等処分要領 | T7.10.12 | 西卷第596号 | — | 陸乙89 | T7.10.12 | T7.10.16 | ㊥（小杉） | T7.10.25 | 軍事 | |

表5：「大正六年起 増加日簿」（国立公文書館所蔵、雑ノ3262）中の「公文別録」及び陸軍関連記録

| 番号 | 収蔵日 | 簿冊名 | 冊数 | 欄外上段 (1) | 欄外上段 (2) | 欄外上段 (3) | 「件名簿」 | |
|----|------------|--|------|----------|-------------------|----------------|----------|----------------|
| | | | | | | | 公文別録 | 国立公文書館 現在分類 |
| 1 | | 臨時軍事調査委員月報 第11～16 | 6冊 | 陸甲25別冊 | 秘(朱) | 単行93函中 | — | 単行書(委員会)欠本 |
| 2 | | 独国工業動員ニ関スル普国陸軍省原料課長ノ口演要旨 | 1冊2部 | 陸甲47・別冊 | 秘(朱) | — | 別二収ム | 単行書 |
| 3 | | 臨時軍事調査委員月報 第19号 | 1冊2部 | 陸甲50・別冊 | 秘(朱) | 単行93函中 | 別冊ノ別二収ム | 単行書(委員会) |
| 4 | T6.05.29 | 明治卅七八年戦役滿州軍政史 1・3・5・7・8・9・10 | 7冊 | 陸甲31・別冊 | 秘(朱) | 単行92函中 | 秘書ニ付別二収ム | 欠本 |
| 5 | | 臨時軍事調査委員月報 第10号 | 1冊 | 陸甲32・別冊 | 秘(朱) | — | — | 単行書(委員会)欠本 |
| 6 | | 臨時軍事調査委員月報 第17号 | 1冊 | 陸甲37・別冊 | — | 単行93函中 | — | 単行書(委員会)欠本 |
| 7 | | 開戦直前ニ於ケル列強ノ情勢 | 1冊3部 | 陸甲55 | 秘 | 単行91函中 | 別冊三部別二収ム | 単行書 |
| 8 | T6.07.06 | 欧州交戦諸国ノ陸軍ニ就テ | 1冊2部 | 陸甲57 | 秘 | 単行91函中 | 別冊ノ別二収ム | 単行書 |
| 9 | T6.08.07 | 明治三十七八年戦役滿州軍政史 第2卷上下・第4卷・第6卷 | 4冊 | — | 總理大臣官舎ヨリ 送付 | 単行92函中 | — | 欠本 |
| 10 | T6.09.11 | 臨時制度整理局書類 (以下内訳) 臨時制度整理ニ関スル書類 (1冊) 各庁提出整理意見 (1冊) 各省所管整理要目 (1冊) 個人団体提出整理意見 (1冊) 各官庁現員調 (1冊) 現員表 (6冊) 各庁提出事務整理報告 (1冊) 行政整理ニ関スル閣議書 (1冊) | 13冊 | — | 下条課長ヨリ送付 秘函入保管 | 別録第1類6 函(朱) | — | 公文別録 |
| 11 | | 臨時軍事調査委員月報 第20号 | 2冊 | 陸甲63 | — | — | 別冊ノ秘函入 | 単行書(委員会) |
| 12 | | 臨時軍事調査委員月報 第21号 | 2冊 | 陸甲74 | 別録第1類6函 (朱) | — | 別冊ノ秘函入 | 単行書(委員会) |
| 13 | | 臨時軍事調査委員月報 第22号 | 2冊 | 陸甲87 | — | — | 別冊ノ別二収ム | 単行書(委員会) |
| 14 | T6.10.02 | 臨時軍事調査委員月報 第23号 其一 | — | 陸甲94 | — | — | — | 単行書(委員会) |
| 15 | | 臨時軍事調査委員月報 第24号 | 2冊 | 陸甲100 | 別録第6函ニ入ル (朱) | — | 別冊ノ秘函入り | 単行書(委員会) |
| 16 | T7. --. -- | 臨時軍事調査委員月報 第25号 | 2部2冊 | 陸甲11別冊 | 秘函入 | — | — | 単行書(委員会) |
| 17 | T7.05.08 | 臨時軍事調査委員月報 第28号 | 1部1冊 | 陸乙15別冊 | 秘函入 | — | 秘函入 | 単行書(委員会) |
| 18 | T7.05.15 | 臨時軍事調査委員月報 第31・32号 | 2部2冊 | 陸乙29 | 秘函入 | — | 秘 | 単行書(委員会) |

| | | | | | | | | | |
|----|----------|--------------------------------------|----------|--------------|---|---------------|-------------|-----------|-----------|
| 19 | T7.05.28 | 臨時軍事調査委員月報 第33号 | 1部 1冊 | 陸乙36 | — | — | 別冊秘函入 | 単行書 (委員会) | |
| 20 | T7.09.07 | 臨時軍事調査委員月報 第35号 | 1部 1冊 | 陸乙48 | — | 単行93函中 | — | 単行書 (委員会) | |
| 21 | | 臨時軍事調査委員月報 第34号 | 1部 1冊 | 陸乙49 | — | | — | 単行書 (委員会) | |
| 22 | T7.10.30 | 臨時軍事調査委員月報 第37号 | 1部 1冊 | 陸乙80 | — | — | 別 | 単行書 (委員会) | |
| 23 | T7.12.02 | 臨時軍事調査委員月報 第38号 | 2部 | 陸乙92 | — | 単行93函中 | 別冊へ秘函入 | 単行書 (委員会) | |
| 24 | T8.01.17 | 臨時軍事調査委員月報 第41・42号 | 1部 1冊 | T7陸乙100 | — | 別冊秘函入 | 別冊秘函入 | 単行書 (委員会) | |
| 25 | T8.02.21 | 臨時軍事調査委員月報 第43・44・45号 | 1部 3冊 | 陸乙4 (朱) | — | | 別 | 別冊へ秘函入 | 単行書 (委員会) |
| 26 | T8.03.13 | 臨時軍事調査委員月報 第46号 | 1部 1冊 | 陸乙7 | — | | 別冊へ秘函入 | 別冊秘函入 | 単行書 (委員会) |
| 27 | T8.03.21 | 臨時軍事調査委員月報 第47号 | 1部 1冊 | 陸乙10 | — | 単行93函中 | 別冊秘函入 | 単行書 (委員会) | |
| 28 | T8.09.19 | 臨時軍事調査委員月報 第48号 | 1冊 | 陸乙20 | — | | 別二収入 | 別二収入 | 単行書 (委員会) |
| 29 | | 臨時軍事調査委員月報 第49号 | 1冊 | 陸乙34 | — | | 別二収入 | 別二収入 | 単行書 (委員会) |
| 30 | | 臨時軍事調査委員月報 第51号 | 1冊 | 陸乙52 | — | 別二収入 | 別二収入 | 単行書 (委員会) | |
| 31 | T8.10.27 | 臨時軍事調査委員月報 第52号 | 1冊 | 陸乙58 | — | 単行91函中 | 別二収入 | 単行書 (委員会) | |
| 32 | | 猶大人及将二建設セラレトス猶大國 附猶大人ノ世界的陰謀及土耳其ノ処分問題 | 1冊 | 陸乙43 | — | | 別二収入 | 別二収入 | 単行書 |
| 33 | | 朝鮮騷擾經過概要 | 1冊 | — | — | | 別冊へ別二収入 (朱) | — | 単行書 |
| 34 | T8.10.27 | 寛城子事件ノ顛末 | 1冊 | 陸乙71 | — | 単行91函中 | — | 単行書 | |
| 35 | | 大正八年自四月至八月西伯利亞派遣軍ノ情况 | 1冊 | — | — | | 別冊へ別二収入 (朱) | — | 単行書 |
| 36 | T9.03.13 | 英仏軍ノ軍用地ニ就テ | 1冊 | 陸乙74 | — | 単行91函中 | 別二収入 | 単行書 | |
| 37 | | 臨時軍事調査委員月報 第53号 | — | T8陸乙65 | — | | — | — | 単行書 (委員会) |
| 38 | | 臨時軍事調査委員月報 第55号 | 3冊 | T8陸乙77 | — | | — | — | 単行書 (委員会) |
| 39 | T9.03.13 | 臨時軍事調査委員月報 第56号 | — | 陸乙11 | — | 単行93函中 | 別二収入 | 単行書 (委員会) | |
| 40 | | 戦争ノ国内産業特ニ勞務力ニ及ぼ寸影響 其一 仏・英ノ部 | 1冊 | T8陸乙77 ノ内 | — | | — | — | 単行書 |
| 41 | T9.04.30 | 臨時軍事調査委員月報 第57号 | 1冊 | 陸乙21 | — | 単行93函中 | — | 単行書 (委員会) | |
| 42 | T9.05.14 | 忠愛社外三社へ費用下付ノ件 | — | — | — | 公文別録 8 函 人 | — | 公文別録 | |
| | | 近衛福制ニ付御沙汰書ノ件 | — | — | — | | — | 公文別録 | |
| | | 予算案議會ニ提出スニ関シ閣議決定ノ件 | 1袋 在中 | — | — | | — | — | 公文別録 |
| | | 勅語案ノ件 | — | — | — | | — | — | 公文別録 |

| | | | | | | | | | |
|----|-----------|--|------|------|---|---------------|--------|---|----------|
| | | 桂内閣総理大臣へ勅語並施業教練ノ資下賜ノ御沙汰伝宣書 | | | | | | | 公文別録 |
| | | 枢密院會議ニ班列ノ辭令 | | | | | | | 公文別録 |
| | | 鹿兒島・熊本・山口ノ三役及朝鮮ノ變亂ニ戦死シタル父母相父母ニ対シ扶助料下賜ノ義ニ付宮内大臣回答ノ書翰 | | | | | | | 公文別録 |
| 43 | T9.06.01 | 米国防会議第一回年報 | 1冊 | 陸乙37 | — | 単行91函中 | — | — | 単行書 |
| 44 | | 臨時軍事調査委員月報 第58・59号 | 2冊 | 陸乙42 | 秘 | 単行93函中 | 別ニ收入 | — | 単行書(委員会) |
| 45 | | 外務省 公文別録 自明治19年至大正6年 | 5冊 | — | — | — | — | — | 欠本 |
| 46 | | 内務省 公文別録 自明治19年至同31年 | 1冊 | — | — | — | — | — | 公文別録 |
| 47 | | 大蔵省 公文別録 自明治19年至大正元年 | 3冊 | — | — | — | — | — | 公文別録 |
| 48 | | 陸軍省 公文別録 自明治19年至大正元年 | 1冊 | — | — | — | — | — | 公文別録 |
| 49 | | 海軍省 公文別録 自明治19年至同21年 | 1冊 | — | — | — | — | — | 欠本 |
| 50 | T9.06.08 | 逓信省 公文別録 自明治20年至同39年 | 1冊 | — | — | — | — | — | 公文別録 |
| 51 | | 未決並廢案書類 | 3冊 | — | — | — | — | — | 公文別録 |
| 52 | | 千島事件 | 1冊 | — | — | — | — | — | 公文別録 |
| 53 | | 土族其他勸業資金貸下ニ関スル件 自明治19年至同23年 | 1冊 | — | — | — | — | — | 公文別録 |
| 54 | | 内閣 公文別録 1 自明治19年至大正元年 | 1冊 | — | — | — | — | — | 公文別録 |
| 55 | | 各国対支経営ノ現況 | 1冊 | — | — | — | — | — | 単行書 |
| 56 | T9.10.01 | 同附表 | 1冊 | 陸乙65 | 秘 | 単行入91函ニ 入ル | — | — | 単行書 |
| 57 | | 大正8年5月以来排日運動ノ為日本ノ被リタル影響 | 1冊 | — | — | — | — | — | 単行書 |
| 58 | | 海外事情 第44号 | 1冊 | 陸乙65 | — | 単行92函中 | 秘函入(朱) | — | 単行書 |
| 59 | | 兵役稅ノ研究 | 1冊 | 陸乙43 | — | — | 秘函入(朱) | — | 欠本 |
| 60 | T10.09.19 | 交戦諸国戦後ノ兵制問題ノ概観 | 1冊2部 | 陸乙42 | — | 単行91函中 | 秘函入(朱) | — | 単行書 |
| 61 | | 臨時軍事調査委員月報 第65号 | 1冊2部 | 陸乙41 | — | 単行93函中 | 秘函入(朱) | — | 単行書(委員会) |
| 62 | T10.10.10 | 公文別録 外務省 6 大正7年大正9年 | 1冊 | — | — | — | — | — | 欠本 |
| 63 | | 公文別録 海軍省 2 自明治32年至同39年 | 1冊 | — | — | — | — | — | 公文別録 |
| 64 | T10.12.14 | 公文別録 内閣 2 自大正3年至同10年 | 1冊 | — | — | — | — | — | 欠本 |
| 65 | | 臨時軍事調査委員月報 第66号 | 2部 | 陸乙79 | — | — | — | — | 単行書(委員会) |
| 66 | T10.12.26 | 臨時軍事調査委員月報 第67号 | 2部 | 陸乙87 | — | 単行93函中 | — | — | 単行書(委員会) |